

(仮称) 霧島市クリーンセンター施設整備等調査特別委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和3年1月27日(水) 午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	仮屋 国治 君	副委員長	木野田 誠 君
委員	山口 仁美 君	委員	山田 龍治 君
委員	松枝 正浩 君	委員	久保 史睦 君
委員	川窪 幸治 君	委員	宮田 竜二 君
委員	愛甲 信雄 君	委員	鈴木 てるみ 君
委員	平原 志保 君	委員	徳田 修和 君
委員	前島 広紀 君	委員	有村 隆志 君
委員	松元 深 君	委員	池田 綱雄 君
委員	厚地 覺 君	委員	新橋 実 君
委員	植山 利博 君	委員	池田 守 君
委員	下深迫 孝二 君	委員	蔵原 勇 君
委員	前川原 正人 君	委員	宮内 博 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

市民環境部長	本村 成明 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	池田 宏幸 君
市民活動推進課道義高揚推進室長	山口 留美子 君	環境衛生課長	楠元 聡 君
環境衛生課主幹	末松 正純 君	環境衛生課衛生施設G主査	四本 久 君
土木課道路整備第2グループ長	立山 和幸 君	土木課道路整備第2グループサブリーダー	叶 和美 君

5 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

6 本委員会の調査案件は次のとおりである。

(仮称) 霧島市クリーンセンター施設の整備等について

7 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前9時00分」

○委員長(仮屋国治君)

ただいまから(仮称)霧島市クリーンセンター施設整備等調査特別会を開会します。本日はお手元に配付しました次第書のとおり、まず伊佐北始良環境管理組合の現地調査を行い、その後こちらに戻りまして、前回に引き続き進め調査を行う予定です。ここでの皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますですがよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それではそのようにさせていただきます。この後、現地調査に出発しますので、正面玄関ロータリーに御集合ください。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 9時01分」

「再 開 午後 1時20分」

○委員長(仮屋国治君)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。現地調査御苦労さまでございました。現地調査を終えて確認しておきたいことなどございましたら挙手をお願いできますか。

〔「なし」という声あり〕

よろしいですか。今それでは前回の会議に引き続き室内調査を行います。今朝ほど次第書で確認しましたとおり、流れといたしましては、先日の残り部分、事業方式の選定について、民間活力導入可能性調査が一つ。それから本日の配付されました新しい冊子の分で見出しが六つありますけれども、前から三つを一括りとしていたしまして、基本計画、要求水準書等についての説明をいただきます。それから質疑を行って、最後に落札者決定基準から実施方針までの三つを一つ括りとして審査を進めていきたいと思っております。御協力のほどよろしくお願いいたします。それでは執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

午前中は疲れ様でございました。前回の委員会では事業の経過、敷根清掃センターの現状、（仮称）霧島市クリーンセンター施設整備基本構想、基本計画等について説明するとともに敷根清掃センター及び新施設建設予定地の現地調査をしていただきました。本日は午前中に引き続きまして、ただいま委員長からございましたとおりの日程で進めさせていただきたいと思っております。説明は環境衛生課長等がいたしますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（仮屋国治君）

資料が膨大になっておりますので、内容をかいつまんで、技術関係や仕様書等の細かいところは割愛していただいて、時間の制約は設けませんが、よろしくお願いいたします。それでは説明をお願いいたします。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

それでは前回、資料の提出を求められていた件についての御説明をさせていただきます。今お配りしたA4の1枚、横の紙でございます。12月の補正予算で（仮称）霧島市クリーンセンター整備及び運營業務委託ということで債務負担行為を設定いたしております。一番上の表ですが、期間令和2年から令和27年までということで、限度額が314億7,980万円。特定財源として、国県支出金が51億8,536万8,000円。地方債が125億850万円。その他として27億円。一般財源として110億8,593万2,000円というようにございます。真ん中の表が上のものを財源別に分解したものでございます。整備費として187億7,300万円。この中に国県支出金、循環型社会形成推進交付金でございますが、これが50億円余り。起債といたしまして地方債、合併特例債で60億円、一般廃棄物処理事業債として65億850万円。それからその他といたしましては霧島市衛生施設整備基金から7億円。差し引き3億3,913万2,000円が一般財源ということになっています。それから20年間の運営費といたしまして、127億4,680万円ということでございます。その財源内訳といたしましては、20億円が20年間の使用料。令和2年度で設定いたしましたけれども、令和7年度までは建設に掛かりますので、出来上がってから20年1か月の運営を予定しております。一般財源が107億4,680万円ということでございます。それと前回経営健全化計画との関係をお尋ねがございました。一番下の段に地方交付税による後年度措置額の試算ということで試算をしてみました。試算条件といたしましては、今回は償還利子については考えない。元金のみということ。それから合併特例債の発行、借入れをいたしますけれども、その借入れについて15年償還で据置期間なしという借入れをした場合ということと、令和元年度の決算概要によると霧島市の財政力が財政力指数3か年平均ですけれども0.56というような条件のもとで算定したものでございます。この間の質問の中で、経営健全化計画の中で、歳出については、多額の計上がしてあるが、歳入について交付税算入されるはずだが、その分の後年度の措置がしていないというような趣旨ではなかったかということでございます。確かに建設する場合に、多額の費用が掛かるわけでございますけれども、交付税措置につきましては、一番下の表の右から3番目、算入期間がでございます。15年間に分けて措置をされるということになりまして、一番右の段でございますけれども、単年度にすると恐らく2億1,800万円程度の措置になるであろうという試算がでございます。2億1,800万円程度のお金が15年間交付税の中に算入されます。一方で経営健全化計画ですけれども、当然ながら長期にわたって計画をしているわけで

ございますけれども、その中でこの清掃センター以外にも霧島市は500億円程度の償還が残っているわけです。それについて交付税措置がされるものは、まとまってされるのではなく、今回でいくと15年ですけれども、10年、15年、あるいはそれよりも長い期間で分割して措置されることになってまいります。一方で一遍にすべてのそういうものを造ったわけではございませんので、交付税措置が新たに始まるものと終わるものがございます。そういう関係で全体百数十億円の交付税の中で、単年度の措置額2億円ということで、その部分については相殺されるというような考え方で増やしてははいないというようなことでございました。以上で前回の御質問についての答弁とさせていただきます。

○委員長（仮屋国治君）

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいですか。はい、それでは続いて説明をお願いいたします。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

それではお手元のレジュメの1点目、事業方式の選定について説明します。ごみ処理施設の管理運営については、一般的には施設の特異性、安全性、契約履行の完遂性等の観点から、その施設を建設したプラントメーカーとの随意契約により行うことが多くなっています。このため運営段階において競争原理が働かず、価格競争による管理運営費の削減が思うように進んでいかないことが各自治体にとって大きな課題となっています。前回お配りした資料、そちらのほうの最後の民間活力可能性調査からのほうになります。これらの課題を解決するため、近年新設されたごみ処理施設の事業方式については、1施設の建設から管理運営までを自治体が主体的に行う従来方式、公設公営方式のほかに、2公設公営公式の管理運営業務を長期かつ包括的に民間事業者へ委託する公設+長期包括委託方式、3既設の設計から建設、管理運営までを一括して行う公設民営方式、いわゆるDBO方式。

○委員長（仮屋国治君）

課長、口述書はいただけませんか。できれば口述書があれば全て配付してください。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

分かりました。次、もう一つの方式として民間事業者が建設費を調達して民間のノウハウを生かして施設の設計から建設、管理運営までを一括して行う、これがPFI方式と言われております。これらの手法を導入する自治体が増えている状況です。このようなことから今回本市が新たなごみ処理施設を建設するに当たり、最も安全で効率的な施設の整備運営が可能となる事業方式を選定するため、民間活力導入可能性調査を実施して霧島市ごみ施設整備運営事業検討委員会において審査、取りまとめを行ったところでございます。詳細についてはこれから担当が説明しますのでよろしく申し上げます。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

それでは資料に基づきまして詳細を説明させていただきます。まず民間活力導入可能性調査報告書の1ページ、基本的事項が第1章としてまとめてございますが、これについては今課長が冒頭で述べたとおりでございます。この資料そのものは中段ぐらいまで基本的な事項とか事業の手法の検討に係る基礎的な条件とかそういったものが続きます。2ページ、調査の対象と調査方法ということで、この辺につきましては前回説明した基本構想等の中にも出てきておりますが、前提条件として140tの処理能力、70tが2炉のストーカ炉。それから候補地は現施設の東隣の土地にすると。そして(3)に新施設の整備運営コンセプトとありますが、これについても基本構想のとおりです。それから3ページ、建設工事の期間そういったものが書いてありますが、この調査を実施した当時から若干の工期が延びております。これは新施設の設計、竣工自体が令和7年度当初からするという前提で3年半の設計施工期間という前提で調査を行っております。今見直しを行って期間が若干伸びております。それから中段のところの計画処

理量につきましては、これも基本構想で説明したとおり年間3万7,591tということでございます。調査方法といたしましては、検討会の審議を経て取りまとめを行っているということ。調査を行うに当たっては大手のプラントメーカーにサウンディング調査を実施しているということでございます。次に事業方式の概要でございますが、課長からもございましたとおり一般的には六つの事業方式があるということです。5ページの上を見ていただきますと、まず公設公営方式といいまして、いわゆる従来型の行政が施設を造って行政が運営をするというようなやり方です。現在の敷根清掃センターでもこういった方式で運営がされている。このほかに公設+長期包括運営委託方式というのがありまして、これは今見てきました未来館でやっております。未来館も当初は公設公営という形でやっていたわけですが、ストーカ炉に変えた時点で10年間の長期契約を結びまして、そういうふうに施設を新たに造ったり基幹改良を実施したり、そういうタイミングでこういう包括に変えているという事例もあるようでございますが、こういう契約の仕方として公設+長期包括運営方式というのがある。それから公設民営方式、いわゆるDBO方式です。デザイン、ビルド、オペレート、建設設計から運営まで一括して業者を決めるというやり方でございます。それとPFI方式がありまして、このPFI方式にもBTO方式、BOT方式、BOO方式と、やり方としては3段階に分かれているということでございます。これにつきましては下のほうに注釈があります。BTO方式が建設、譲渡、運営。BOTが建設、運営、譲渡、行政に返すという意味です。そしてBOO、建設、所有、運営、事業が終わってから全部解体、更地にして土地を行政に返すというのがBOO方式ということでPFIにもやり方が3段階あります。一般的な方式の考え方です。今申し上げた事業方式ごとの特徴というのを建設の発注の方法それから運転、維持管理、建設の所有、建設の資金調達、設計建設、運営維持管理、こういったジャンルに分けて公共がするのか民間がするのかというのを分かりやすいように整理しております。PFI方式につきましては、民間が自ら資金を調達してそのノウハウを使ってやるということで、運営時点、それから終了時点で、その所有を公共がするのかしないのかというので先ほどいいましたように種類が分かれるということになります。その次の7ページ、ここで申し上げました事業方式ごとの一般的な特徴というのを整理してあります。細かく言うと沢山あるのですが、要はPFI方式でしますと資金調達というのがやはり民間が自らやらなければいけないということで、この辺はメーカーにとってやり易さというのが少し変わってくるのが特徴です。8ページ、VFMについて整理してございます。事業方式の比較を行う上で一般的にVFM、バリューフォーマネーとありますが、この指標を用いて評価を行うということになっているようでございます。VFMとは、一定の支払い、公的財産負担に対して最も価値の高いサービスを提供する、又は同等のサービスに対し最も低いに支払いの財政負担で済むというような考え方で、PFIの重要な概念の一つということでございます。要はこういったような計算をしまして、どの方式が一番経済的に有利かというのを数値で表すというような指標になっています。9ページ、事業方式ごとの実績を整理してあります。平成20年から平成30年までの過去10年間のその当時調査した段階での過去10年間の事業方式ごとの竣工別の件数というのを整理してあります。これを見ますと公設公営方式、従来型の件数が合計で44件。公設+長期包括運営委託方式が5件。公設民営方式いわゆるDBO方式が75件。PFI方式がその中でもBTO方式で5件。それ以外のBOT、BOO方式については実績がないということになっているようでございます。次に10ページ、ここでは法的課題の整理と支援措置等の検討ということで、廃棄物処理法上のいろんな施設を建設する段階になってからの制約等を整理してございます。一般的に廃掃法の中では再委託の禁止というのがありまして、そういったものがいろいろな手法としてやる場合にどういったところに注意しないといけないか。施設の設置許可についてどういうふうに注意しなければいけないかというようなことがここに表記してあります。11ページ、これについても先ほどからの流れで一般廃棄物処理施設の譲り受け等についての注意すべき点というのがここで整理してあります。いずれも

法的な規制等については段取りを経てやれば特段問題はないということでございます。そして下のほうに（２）で支援措置等の検討ということで、ここではこの調査をする前提条件としての循環型社会推進交付金ということについて表記しております。事業方式にかかわらず、この循環型社会形成推進交付金が活用できる。PFIでも活用できるということです。12ページ目は地方財政措置について記載してあります。13ページ、第2章ということで事業手法検討に関わる基礎条件の整理ということです。基本共通条件の整理として、運営委託期間をどうするかというようなことについてまず整備してあります。エネルギー回収型廃棄物処理施設におけるPFI方式、公設民営方式等の手法を導入した他都市の事例では、30年以上の施設の長寿命化を目指す場合であっても運営期間は15年から20年を設定しているところがほとんどであるということです。つまり20年を超えて25年とか30年とか35年とか、そういう一括して運営期間を設定しているというところはほぼないということになっているようです。実績について運営期間の設定事例が13ページのその下の表に整理してございます。これについてはPFI方式とBTO方式のそれぞれ長期の運営契約の設定年数。20年というのがやはり一番多いということがこれを見ても分かると思います。それから14ページ、特別目的会社SPCの設立ということです。スペシャルパーパスカンパニーということで、このDBO方式若しくはPFI方式によって施設を建設、運営していく場合に、こういう特定目的会社、SPCを設立して運営させるという事例がほとんどとなっているようでございます。メリット、デメリットはここに整理してありますけれども、SPCを設立するデメリットは設立時に数千万円はお金を要するとか、年間の運営経費に別途運営会社を立てるわけですので、そういったような維持管理運営費が掛かってくるということでございますが、資金の流れとか、いろんな会社との契約をまとめて一括でこのSPCがやるわけですので、いろんな資金の流れとか、そういったものについては透明性が増していくということで、このDBO方式なり、PFI方式なりをする場合においては、SPCの設立が常識的な形になっているというふうに聞いております。15ページです。対価支払いの平準化ということで、PFI方式それから公設民営方式DBO等の手法を導入してきた他都市の事例におきましては、支払いを平準化する。いわゆる委託料というか、運営費の支払いを毎年毎年していくわけですが、それを平準化することができるというようなことについて整理がしてあります。通常でありますと15ページの下の方の例ですけれども、委託料がその年その年が変化していく。当然出来た時は故障等も少ないので、ある程度安い金額で運営できるわけですが、年数がある程度たってきますと、大きな修繕が必要になってきてコストが上がる年が出てくる。そういったようにその年その年でコストが変わってくるわけですが、これは行政側からするとその年の予算組みの中でなかなか難しいところがあるわけですが、この例えば20年で長期契約をする場合、その右側の図にありますとおり、5年間同じような金額で平準化して支出することが可能となるようなことについて整理してあります。16ページ、リスク分担です。こちらはリスク管理方針書等に基づいて説明があろうかと思いますが、それぞれ施設を運営していく上で、市と請け負った民間事業者側とがどういった部分のリスクをとっていくのかというのを整理したところになります。税制リスク、物価変動リスク、金利変動リスクそういったものなど、市側と民間業者側とのリスク分担を考えて、前提条件としているということです。18ページ、施設整備及び運営条件の整理ということで、ここについては発電による売電収入について整理してあります。前提条件としましては売電収入の帰属は本市と設定するとし、調査をしておりますが、やり方としては行政側が実績を全部、売電収入を取るというやり方と、インセンティブ契約で一定以上の収益を上げたら事業者もその分は取ってもいいよというやり方、それから全て売電収入は事業者が取りなさいというやり方。その代わり運営費はその分安く設定するやり方があるようですが、売電収入の帰属先をどういうふうに行っているかというのを平成20年から平成28年まで整理したのがこの表です。19ページは今言ったことが表として整理してあります。20ページ、施設整備の運営条件ということで、このサウンディング調査をす

る前提条件としての新しい施設の整備条件をここで整理して、プラントメーカーに提示しております。その条件がここに記載してあります。21ページ、22ページ、施設の整備それから事業委託の範囲、運営段階。こういったようなもの調査をするに当たって、前提条件として整理しています。時間の都合もあるのでまた後ほどお目通しいただければと思います。25ページをお開きください。こちらからは実際に事業方式の調査方法ということで、こういったような調査をするのかというのをまとめてあります。調査の手順といたしましては、検討委員会での審議を踏まえた上で実施をするということで、①から③までこういった流れで先ほど言った国内の実績のある6方式のうち、霧島市でもっとふさわしくない方式を除去して、絞り込み行った上でプラントメーカーにサウンディング調査を実施しております。26ページ、本市として採用可能な事業方式の絞り込みといたしましては、公設公営方式、DBO方式、PFI方式の中でもBTO方式、BOT方式にまず絞り込みを行っております。この中で公設+長期包括運営委託方式を検討から除外しております。その理由については26ページの中段のほうにまとめてありますが、この中で実際にこの方式を外したのはDBOと余り変わらないところもあるということもありますが、建設を担った事業者が運營業者の事業者選定においても有利に働く可能性が高く、事業者にとって敬遠しがちである。結果的に1者入札になる事例が多い。実績もそういった意味で100t以上の規模のものについては、129件中5件と少ないということもあって、この方式は調査をする中で前提から外しております。BOO方式についてもPFI方式の中でも実績が上がっていない方式でありまして、これは事業者が最終的に更地にして返すという方式でありまして、20年間の運営委託でやる中においては不都合も多いことから実際に現実的でないということで外してあります。27ページ、プラントメーカーサウンディング調査ということで、実際に同種の処理方式に実績のあるプラントメーカー8社を選出しまして、そこに調査を行いました。今まで説明した前提条件というのを基に調査をかけてあります。この調査は27ページの下の方の表にまとめてありますが、令和元年5月26日に調査を実施いたしまして、1か月後の6月27日に提案書を提出していただいております。28ページ、調査結果をまとめてあります。四つに絞りました公設公営方式、公設民営方式、DBO方式、PFI方式のBTO、BOT、この中でまず優先順位というのがありますけれども、プラントメーカー8社に調査をしてプラントメーカーにどの手法が一番いいか優先順位を付けてくださいということで聞いております。公設公営方式が一番いいと言ったのが1社。これを2位に上げているのが6社ありました。DBO方式については、これが一番いいですというふうに言ったのが7社。PFI方式については1位に挙げる会社もなく、2位が1社というような形で上がってきて、ほとんどが6社はPFI方式になりましたら辞退をというような形で回答がきております。その次に有利な点、不利な点というのがありますけれども、公設公営方式についてはこの不利な点といたしまして民間事業者のノウハウ、創意工夫を發揮が少し難しいですよというような回答を2社してきております。それからPFI方式につきましては、やはり人気がないということで不利な点のところにも書いてありますけれども、民間事業者の応札に係る負担が増えますという回答や、PFIの特徴である資金調達に難しい点がある。それからPFI方式の中のBOT方式になりますと民間所有ということになりますので、固定資産税も発生するというので不利な点がありますということです。29ページ、この調査の中で経済性についてコンサルが検討を行っております。VFMを算出する際の条件として、事業方式の施設整備費、維持管理費の削減率、その他SPC費用、R-IRR等について、プラントメーカーサウンディング調査の結果を踏まえ以下のとおり設定しましたということです。VFMを計算する中でいろんなプラントメーカーにそれぞれの項目について聞き取りを行っております。E-IRRは、自己資本に対する内部収益率、資本金として投下した資金に対してそれは受ける配当金が年利回りに換算してどのくらいになるのかというのを数値化したものです。それぞれについて、いろんな項目で経済性について検討したと。その結果が30ページに書いてあります。VFM算出結果ということで、この見

方としては公設公営公式をまず基準にします。これを基準にした場合に公設民営方式、DBO方式がVFM1.3%、PFI方式が-4.7%、PFIのBTO方式が-6.1%というふうに経済性で従来型の公設公営公式と比較して数値化したものになります。その結果経済的には公設民営方式のDBO方式が最も有利と。PFI方式についてはこのVFMの考え方からいくと経済性が若干落ちるといような結果が出ております。31ページ、第6章ということで事業方式の評価ということになります。この中で定性評価と定量評価を行っています。31ページは定性評価です。ここに評価項目が載っていますが、これについてはまた後ほど事業者選定の中でいろいろ評価をする基礎資料となり、内容が被りますのでそこで詳しく説明がされると思いますが、要は運営の健全性やごみ質変化への対応、計画運用、エネルギー回収、環境教育、環境負荷低減、景観保全、災害対応、住民理解それから地域貢献、こういったような評価項目において定性的に評価をすると。それから定量評価については32ページにありますけれども事業費、競争性、採用の事例、こういったようなものについて評価をします。それぞれの評価項目について33ページ、定性評価の中でそれぞれの事業方式を評価した結果です。34ページもそれぞれの項目ごとに評価してあります。35ページも災害、住民理解、地域交流、こういったものについて評価をしたところです。それから36ページ、ここについては定量評価ということで数値的な部分で評価したと。先ほど少しありましたけれどもアンケートの調査結果というところで競争性というふうにありますけれども、人気がないとか、希望しないといったようなPFI方式については、これはもう競争性がそもそも発生しないのでコストを抑えようということについては採用方式としては不利なのかなと。AとBの公設公営、公設民営方式については、それぞれ1、2位を希望するプラントメーカーが多かったという結果です。事業費についてもそれぞれ建設費、人件費、用役費について、それでの方式でやった場合どこまで事業費が落ちますか。何%ぐらいですかというのを整理しております。37ページ、事業方式の選定ということで、検討委員会では本市で採用可能な事業方式として、まず四つ絞り込みました。この四つの事業方式について比較評価を行ったところ、公設民営方式、DBOが優位という結果が出ております。よってこれを選択することがふさわしいというふうに判断したということです。その中で公設公営方式については、霧島市の定員適正化計画によって職員自体を減らしていくというものの中で、現実的に技能労務職員の採用を行っていない状況が合併後ずっと続いております。つまり職員数が減っていった、減った分を臨時職員で補いながら、またいずれその時が来たときに民間のほうに移行していきましようというような方針の下でやってきた経緯があるということで、公設公営方式についてはこういった観点からなかなか難しいのではないだろうか。PFI方式③④については先ほどいいましたとおりVFM値が高くなるか、競争性が低くなるかということで、これは不利だと。②公設民営方式、DBO方式の方がプラントメーカーも関心を持っているので競争性が確保されるのではないだろうかということと、サウンディング調査によるVFM値がいい数字を示しているということで、結果としてDBO方式ということを選択したということになります。第7章、事業実施に当たっての課題ということで、事業を進める上で公設民営方式、DBO方式を採用する場合の課題というのを整理してあります。リスクの詳細検討、長期の安定稼働、適正な事業監視、それから地域貢献への配慮。地域貢献への配慮等についてまた事業者選定のところで詳しく説明いたしますけれども、こういったところに留意しながら事業を進めていくということで課題として挙げているところです。

○委員長（仮屋国治君）

これより質疑に入ります質疑はありませんか。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時01分」

「再開 午後 2時02分」

再開いたします。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

説明を頂きましたけれども、随分頭が混乱してきております。それでまず未来館の方式は、公設＋長期包括運営委託方式だということでの説明がありましたが、現敷根清掃センターはこれでいくと何方式になるのですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

公設公営方式になります。

○委員（宮内 博君）

公設公営というふうにおっしゃいましたけれど、6ページの表を見てみますと、公設公営方式は、維持、運転管理も全部公共になっていますよね。全て公共と。実態はどうですか。大手業者が全てやっていると私は認識するのですが。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

大きく説明しますと、公設公営であっております。公設公営方式で、一部業務委託という表現になります。一部業務委託といいますのは、先日敷根清掃センターを見ていただきましたけれども、ごみを搬入するときに計量棟に乗ってもらって、それからプラットホームというところに来てごみを出してもらおうと。そこまでは直接、先ほどいいました技能労務職＋臨時職員で市の直轄で行っております。それ以降のプラントを動かす部分、焼却する部分、こちらを今現在タクマテクノスというところに業務委託を発注して運転をしていただいているという状況です。

○委員（宮内 博君）

ですから結果的にタクマテクノスが運転、プラントの全体的な責任は思っているということになっているんだろうと思うんですね。それで何か事があったときには、公共が関与するというのはなかなか厳しいのではないかというふうに思うんですけど、それでお尋ねしたいのは、公設公営方式で現在、敷根清掃センターは運営していると。大体年間9億6,000万円ぐらい維持管理費に掛かるというようなことで、当然溶融炉方式ですので、それとストーカ方式のほうは前回説明があったように、構造的にも非常に簡単で費用も抑えられるというようなことが示されてきています。実際、未来館のことについても先ほど現地を見させていただいて、ここ10年近くストーカ炉方式で運転しているというようなことになっているんですけど、それは例えば未来館で今22人事業者の労働者の方が働いているというようなことで試算がされているようですけど、新しくストーカ炉をこういう形でDBO方式でやった場合にどれぐらいの人が関わって運転していくのかというようなことなども当然試算をされているというふうに思うんですけど、その辺は、現在9億6,000万円ぐらいの費用が掛かっているが、ストーカ炉に替えることによってどれぐらいの費用が抑えられるというふうに試算しているのですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほど1枚紙で説明申し上げましたとおり、運営費につきまして、これらはDBO方式での運営費ということでございまして、運転経費、一定の修繕経費等を含めて厳密に言いますと20年1か月ですけれども、20年1か月の運転で限度額として127億4,680万円ということで想定しておりますので、単純にこれを20で割りますと6億3,000万円から4,000万円ぐらいの金額になると思うんですけども、税込みでこれぐらいの値段で施設の運営についてはできるのではないかと。ただ、そのほかに焼却灰の搬出ですとかそういうものは別に掛かってまいりますけれども、施設の運営についてはこれよりも少ない金額でできるのではないかというふうに考えています。

○委員（宮内 博君）

プラントメーカーへのアンケートの結果も36ページに示されているんですけど、メーカーも最も希望しているのが8業者中7業者が公設民営方式を希望しているということでありまして、これはあくまでもメーカー側の希望であって、いわゆる発注者側から見た場合のメリットは、PFIでは1社に限定される可能性の高いということがありましたが、以前頂きました全

国の焼却炉の落札価格等から見てみますと競争性が発揮される複数の事業者が入札に参加することによって価格も抑えられること。こういう傾向が見られるわけですがそういう点ではどうですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

まず1点は、説明いたしましたとおり、VFMの検討結果の中でDBOは確か1.3%公設公営に比べて有利ということだと思えます。あとそれ以外のものは4.7%不利であったりとか、PFIで6.1%。そういう意味で経費的な比較をしたものが、このバリューフォーマネーによる比較でございます。それと9ページで表1-7、事業方式別の竣工状況というものを、私どもが今回整備しようとしている施設と同じようなものについて比較した結果、129件中75件がDBO方式で整備がされているという実績があるわけございまして、特に平成30年度以降を御覧いただくと、公設公営方式が12件に対して、公設民営方式が36件ということで圧倒的に多いというような状況でございます。こういうようなことで全国的にも採用されている事例でございますので、そういうものも検討の材料として入っているということです。

○委員（新橋 実君）

先日も質問したのですが、今の説明を聴きますと、DBO方式が採用されるのかと思うのですが、非常に入札に参加される事業所が少ないというようなことも聴くのですが、この7社が今回1位ということでDBOを採用したいと。DBOであれば入札に参加したいようなことを言われているのですが、実際本当にこの7社が全て参加するのか疑問があるわけですね。その辺についてしっかりと担保されるのですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

以前予算常任委員会等で配付した資料の中で1社しか応札していないという過去の中にも全国的にあるわけでございます。私どもも御承知のとおり1月8日に入札公告を出したところございまして、今から確か6月だったと思えますけれども業者の方々に出していただくということになります。その中で参加表明とか、タイミングであるわけですがけれども、簡単に言いますと実際のところ何社来てくれるかは今のところ分からないということでございます。

○委員（新橋 実君）

7社が実際参加したいという意思表示はされているわけですので、参加できるような対応をしていただきたい。それと以前も敷根清掃センターであったのですが、契約した事業者が最初計画したことと違うような。最初は売電ができるというようなことがあると思うのですが、それが実際運転したときに本当にできるのか、できたのかと。それがもし反故されるようなことになった場合、その辺の対応はどのように考えていらっしゃるのですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

また後ほど御説明いたしますが、提案書の中で提案したことができていない場合、ペナルティを市に払っていただくというようなことをすでに入札公告の中で出しております。

○委員（山口仁美君）

丁寧な資料をありがとうございます。私はこの分野について余り詳しくないので非常に助かりました。14ページの特別目的会社についてお伺いしたいんですけども、この特別目的会社を設立するものと設定するという文言がありまして、下のほうにメリット、デメリットあるのですが、デメリットの中に特別目的会社の設立に数千万円を要するというような文言があるんですが、この設立をするのは今回入札が行われた後、取った会社のほうで設立をするのか。どなたが主体となって設立をするものなのか教えてください。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

SPCですけれど、落札決定した業者が主となって作るようになります。

○委員（宮内 博君）

全体事業費314億円ということで示されているんですけども、これは牧園・横川のごみも一

本化するということを当然前提の上で作られているというふうにするんですけども、先ほど頂いた未来館の資料を見ますと、令和元年度の実績で、牧園・横川分だけで3,703 tが未来館に搬入されているというように、年間300日ということにしますと10 t以上、1日当たり搬入されているということになるわけです。それでこれまでのストーカ炉の建設に1 t当たりどれくらい掛かっているのかということ、これまでも議論をしましたが、大体8,000万円とか9,000万円とか。場合によっては1億円というような数字が出てきている状況にあるんですけど、これを受け入れることと受け入れないことでは年間当たりは7,8億円違ってくるというようなことになってくるわけですけど、その辺の推計値と、受け入れないことによる推計値というのは、計画の段階から外して考えているということではじき出された数字だというふうに理解してよろしいですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

前回の委員会で説明しましたとおり、運転の仕方によって、具体的には運転日数によって炉の大きさはかなり変動があるということをごさいます、今回私どもとしては約3万7,000 tのごみを国が示している標準日数で処理するという前提で炉の規模を決めております。これを年間可能な限り動かすと115 tぐらいの炉でよかったです。そういう中で今牧園・横川地区で約三千数百 t。それ以外の地区で3万3,000 tぐらいのごみが年間出るわけですけども、そういう中で考えますと、いわゆる牧園・横川分のごみについて、それぞれの中で決めていけば牧園・横川分が何パーセントになるかというのはそれぞれの規模で出せるわけですが、そもそも規模を決める段階で、そういうものを含めて計算をしておりますので、炉としては標準的な処理能力を持った炉。それも市全体として3万7,000 tのごみを処理する炉ということで算定いたしておりますので、牧園・横川分について個別算定はいたしていません。

○委員（宮内 博君）

牧園・横川分について個別に算定はしていないということですけども、それは一本化することによって、霧島市の負担が少なくなるということはずっと言い続けてきているわけですよ。それを数的に示すことができないということであれば、かなり説得力に欠けるのではないかなというふうにするんですけども。当然これから集積所を新たに造ったりしなければいけない。今日出された資料でも搬入台数で1万1,955台を1年間に未来館に搬入されていて、そのうち個人持込みが7,841台と。相当の数が未来館に持ち込まれているということが記されているわけですから、その辺はきちんと一本化したほうが経費的にも市民の負担ということから考えても、そのほうが将来的に有利なんだということを示す必要があるというふうに思いますけれど、その辺は部長どうなんですかね。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほどの未来館の資料の中で七千数百台の持込みがというようなことをごさいました。手元に持ってきておりませんが、確か許可業者が持ってくる台数が約2,000台。委託業者が搬入している台数が約2,000台ということだったと思います。これを365で割りますと1日で増える分は15台程度ということになります。それ以外の直接搬入については、前からお話をしており、牧園[16ページに訂正発言あり]に新たな集積所を造るということをごさいますので、敷根に持ち込まれるものというのは1日でそういう程度の増になるものというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

私が言っているのは、それを一本化したほうがいかに霧島市の財政的な負担の軽減につながるのか、市民の負担も軽減されるのかということに対してきちんと説明をする資料を提示する必要があるのではないですかということを行っています。

○市民環境部長（本村成明君）

少しDBOのことと離れているようなんですけれども、答弁させていただきたいと思います。今のことにつきましては、私も今手元に具体的な資料を持ってきておりませんが、これま

でも本会議の中で、再三やり取りがなされてきていると思います。一定の条件を示しながらも当市においてはその費用の効果という点も答弁をこれまでもしてきています。一般的に考えましたときに、普通考えますのは将来的な負担まで考えますと、当然今回牧園・横川まで含めて一本化したほうが霧島市にとって財政的に有利なことは明らかであるというふうに考えております。

○委員（山田龍治君）

今ストックヤードの件を課長が牧園にと言いましたけれど。この発言は初めてだったものですから引っかけましたけれども、未定ですよ。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

牧園・横川地区の大体中間辺りということですので、そういうところを想定しての話でございました。失礼いたしました。

○委員（宮内 博君）

しつこいようで申し訳ないですが、やはり数字でそれは明確に示さなければいけない話だというふうに思うんですよ。ですからそれを計算しているのかどうかということ聞いているわけでございますので、有利だというのが分かっているということであれば、それは数字で示してくださいということをお求めているわけです。

○市民環境部長（本村成明君）

先ほど申し上げましたとおり、本会議のやり取りの中で数字は申し上げてきていると思います。確かに私が今申し上げた将来的な負担のところまでは、現在のところ数字は出しておりませんが、単年度比較をしましたときにこれぐらい効果がでますよということは答弁してきているというふうに考えます。

○委員長（仮屋国治君）

この件は、一本化する背景として、こうなっているんだというところはやはり具体的にお示しいただきたいと思っておりますので、次回でもいいですから、大まかに比較表なりでもお示しいただけませんか。全協でもこれに似た話はいただいていると思うんですよ。それを整理していただきたいということですが。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

すみません、事業費が確定していないので、なかなか計算ができないというのが本音ですが、牧園・横川分の処理費用について今後未来館が今日も説明がありましたとおり、基幹的改良事業をなさると。近いうちにするとということでもありますので、そういうものに対する加入し続けた場合の負担金、それから今約1億3,000万円、毎年支払っておりますけれども、これは説明があったとおり、起債の償還が全部終わった中で、運営費として払っている。そういうものを積み上げていったお金が幾らになるか。これに対して今度脱退するときに支払うお金が幾らになるかということで、その差ということであれば、現時点の数字であればお示しできるのではないかと思います。

○委員長（仮屋国治君）

優位であるということが証明されなければ一本化する必要はないわけだから、それなりに数字の裏付けがあって決定されたということですから、今対策監の言われる範囲でもかまいませんのでお示しを求めておきたいと思っております。私のほうから、基本構想の41ページ、施設整備スケジュールが書いてあるわけですが、私の理解が足りないのかもしれませんが、まずDBO方式によって事業者を選定するに当たって、このアドバイザー業務という部分がありますね。これは現在入っているかもしれませんが、これはどういうものをして最終的にどういったポイントで決めていくんだというようなところを御説明いただけませんか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

アドバイザー業務につきましては、メインは事業者を選定する支援をしていただくという

ことです。その選定についてはごみ処理の検討委員会というのを外部の委員も入っていただいて設立しておりますので、その検討委員会にこういう形でどうですかと、随時提示しながら。そして今入札公告を致しまして、今後事業者が応募してくるわけですが、そういった事業者が手を挙げて提出してきた提案書の審査とか、そういったものを検討委員会の委員にさせていただきます。そういった業務を回していただく、そういう業務がこのアドバイザー業務ということになります。

○委員長（仮屋国治君）

事業者が提出してくるのは、期限は切られているのですか。随時上がってくるのですか。

○環境衛生課衛生施設G主査（四本 久君）

これは後ほど説明させていただく項目になりますが、入札説明書の5ページにスケジュールが書いてございます。事業者、プラントメーカーからの提案というのが今、入札公告の中に入っています。最終的には5月31日から6月4日までの間に提出してくださいという期限を設けております。そういった中で提出を受けるというような形で考えております。

○委員（前川原正人君）

先ほどもサウンディング調査ということで、7社にお願いして、その中でどう考えますかということでこちらが問うわけですよ。その中で7社がそれぞれの資料を提示して、よりコスト的にも、そしてより建設的にも優位なものを、これがいいであろうということを示されているわけですが、それを見て検討した結果、行政としてどういうふうにやっていただきたいとか、ここをこういうふうに改善してほしいとか、そういうことも盛り込まれているという理解でよろしいですか。

○環境衛生課衛生施設G主査（四本 久君）

こちらのほう後ほどまた説明させていただきます落札者決定基準のほうに審査項目がございますので、そちらのほうでよろしいでしょうか。

○委員長（仮屋国治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいですか。はい、それでは次に移りたいと思います。今日頂きました資料を用いまして、要求水準書等の説明を求めます。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

要求水準書について説明します。詳しい説明は担当のほうから行います。

○環境衛生課衛生施設G主査（四本 久君）

それでは要求水準書等の説明ということで、使います資料につきましては要求水準書。これは240ページ程度ございますので、できるだけ割愛しながら説明させていただきたいと思いますが、これと最後のほうに添付しましたリスク管理方針書も使いまして説明させていただきたいと思います。まず要求水準書でございますが、表紙と目次をめぐっていただきますと、1ページ、本書の位置付けということで書いてございます。本書は霧島市が整備するごみ処理施設の建築物、プラント設備及び外構の設計、施工及び本施設稼働後の運営、これを本事業という形になりますが、これに関し本書が要求する最低限の水準を示すものということで、プラントメーカーがこれを基に独自の設計、提案を行うというような形になっております。この要求水準書の書き方の中に、これは2節の2番になりますが、括弧書きがされているもの、あるいは括弧書きがされて数字が書いてあるもの、括弧がないものというような書き方がございますが、括弧書きで仕様が示されているものに関しましては、私どもとしては標準というふうに考えておりますが、これは事業者の提案を妨げるものではないということで、もっと良いものがあつたらどんどん提案をしてくださいというようなふうを考えております。括弧書きで何も数字も書いていないものについては、事業者独自の提案で提出してくださいというようなもの

になります。括弧のないものは私どもとしては、本市が指定するものですよということで、これは原則として変更を認めませんというような考え方で書いています。2ページ以降につきましては用語の定義ということで、それぞれ書いてございます。4ページ、第3章事業の概要、第1節基本事項ということで、事業名、事業期間、事業の構成、事業の方式ということで、「本事業は本施設の設計施工業務及び運營業務を民間事業者が一括して行うDBO方式により実施する予定である」と書いています。その下には「また本市は本施設を35年間程度にわたって使用する予定であり民間事業者は35年間程度の使用を前提として本事業を実施することとします」ということで、今回の直接的な運営委託に関しましては20年と1か月ということでございますが、私どもは一旦造った施設をできるだけ長く使いたいということで、35年間ということで提案してくださいというようなことも書いております。続きまして5ページ、本施設の運營業務として、(1) 受付管理業務、これは計量等です。(2) 運転管理業務、これは本施設を関係法令、公害防止条件等を満たすよう適切に各設備を運転することというようなことで書いてございます。(3) 溶液管理業務、こういう薬剤、燃料等についても当然管理するというように書いております。(4) 維持管理業務、(5) 余熱利用管理業務ということで、これについては公の施設の運転に伴い発生する余熱を有効利用として発電等を行いエネルギー回収率18%以上ということで、国が示す交付金の交付要件2分の1を満たすために18%以上の運転をしてくださいというようなことで書いております。発電所電力は本施設を稼働する上で使用し、いわゆる自家消費をし、余剰分は売却する。売電契約は、本市が行い、余剰電力の売電収入は本市の帰属とする。これは売電の収入は本市が収入しますというような形で考えております。(6) 搬出管理業務、(7) 情報管理業務、その他業務ということで、アから順番にございますが、エに周辺住民への対応ということで、周辺住民からの意見や苦情について本市と連携して適切な対応を行ってくださいというような内容でございます。オについては施設見学者対応ということで、本施設の見学希望者等について本市と連携して適切に行うことということで、私どもとしては、基本的な見学対応というのは、行政視察以外については、運営事業者のほうで行っていただきたい。小学生など、これまでもたくさん来ておりますが、今後は運営事業者のほうで行っていただきたいというようなことで考えております。その下には、3本市等が行う業務範囲ということで、それぞれ書いております。9ページ、第4章共通事項、第1節全体計画ということで、基本的なコンセプトは、(1) 安全で安定的かつ効率的な処理を実現する施設(2) 地球温暖化対策に寄与する施設(3) 豊かな自然と調和する施設(4) 地域に貢献し、親しまれる施設というようなことで四つの大きなコンセプト。これが落札者決定基準にも盛り込まれるということで考えております。10ページ、3施設整備計画で処理主体は本市です。方式についてはエネルギー回収型廃棄物処理施設というような形で示しています。11ページ、処理フローということで、イラストがございしますが、今回、直接的な処理対象物というのは可燃ごみということにしております。受付・計量は運営事業者の所掌範囲ということになります。この半分から右側というのが、第二工場で粗大ごみ、不燃ごみを処理するというものです。今回、現敷根清掃センターでは第一工場しか計量器がございませませんが、かなり渋滞するというようなこと等もございします。その渋滞緩和であったり、スムーズに住民等も荷降ろし等の対応ができるようにということで、今回第二工場まで計量器を設置するというように、スムーズなやり取りができるように、こちらの設置、運営も運営事業者としています。運転については、(仮称)霧島市クリーンセンター焼却施設を運転していただくというようなことで考えております。12ページ、計画処理量ということで合計3万7,591tとしています。3-2、ごみ搬出入車両等ということで、それぞれごみ収集車であれば可燃ごみは6tのパッカー車までを対応するというような形で考えております。搬出車両については、これまでは熔融スラグというものを出してございますが、今後はストーカ炉ですので焼却灰ということで、資源化というような形で考えております。これが10t天蓋付ダンプで300台程度の往来、3,000t程度が出て行くの

ではないかというような想定をいたしております。そのほかに飛灰（埋立）、飛灰（資源化）、このようなものも出入りがあるということ。その下には、搬入日時を示しています。13ページ、3-4 稼働計画について、稼働日数は基本的には環境省が示します280日というのが基本的な運転の仕方というようなことですが、こちらのほう、先ほどまでございました搬入予定物の中にも災害廃棄物というのは出ておりません。後ほどまた説明させていただきますが、いろいろ検討していただいて、こちらの稼働日は事業者提案としたいという考えで、こちらを空欄にしています。稼働時間は1日24時間です。4敷地計画、緑化計画。5 建築工事、(3) 洗車場ということで、ごみ収集車両、パッカーを洗浄するために洗車場を整備すること、1日大体25台程度を想定しますというような表記です。沢山の車両が洗浄しますと洗浄水が出ますので、できるだけ制限したような形で運営ができればというふうに考えております。14ページ、6 動線計画、第2節計画主要項目ということで、140 t、70 tを2炉というような能力を示しております。15ページ、計画ごみ量ということでございます。こちらの合計で3万7,591 t。その下の米印で災害廃棄物は計画処理量（施設規模）に見込まず稼働日数を調整することで対処することということで、大体計画処理量10%程度で考えておりますが、こういうものについても、後ほどお話しいたします落札者決定基準の審査項目ということで提案を受けたいというふうに考えております。計画ごみ質につきましては、低質ごみ、基準ごみ、高質ごみとあり、今の敷根清掃センターで毎月のようにゴミ質の分析をしております。過去5年間分をサンプリングいたしまして、そこから一番現状に近い提案というような形で出したものがこの基準ごみ9,150 k J（キロジュール）。単位体積重量は1 m³当たり270 k gということで示しています。16ページ、(4) 設備方式では、本施設は90日以上連続運転が可能ないように計画をしてくださいというようなこととございます。主要設備につきましては、計量器、ロードセル式を3基、搬入用、搬出用、第二工場用でございます。ごみピットの容量は、国が示します基本的な容量ということで、処理能力の7日分以上ということで考えております。こちらのほうも積極的な提案をしていただきたいというふうに考えております。次に、余熱利用設備については、蒸気タービン発電機。発電機容量は2,000 kW以上を可能としますと。ただし逆流は2,000 kW未満ということで九州電力と協議ができております。3,000 kWを超えるような発電機を付けていただいて自家消費の部分を引き、残りの部分を売電するという計画になっていくのではなかろうかと考えております。17ページ、余熱利用計画、焼却条件ということで、焼却条件に関しましても国が示す基準です。国が示します基準では800度以上で2秒間以上完全燃焼させなさいというのが一つの基準でございます。今回の施設といたしましては850℃以上、2秒間以上で完全燃焼したいということで考えております。(3) については一酸化炭素の煙突出口排ガス30 p p m以下、安定燃焼として100 p p mを超える一酸化炭素濃度瞬時値のピークを極力発生させないことというようなこととしておりますが、これがダイオキシンと関係があるというふうに言われておまして、一酸化炭素濃度、いわゆる不完全燃焼がないということがダイオキシンを増やさないというような考え方がございますので、安定燃焼していただきたいというような仕様になっています。(6) 熱しゃく減量5%以下。熱しゃく減量とは燃え残りの数量であり、国の基準では10%以上ですが、完全に燃焼し、5%以下とし、少し厳しい基準を設けています。18ページ、公害防止基準を示しています。19ページ、7 地元雇用・地元企業の活用ということで、建設事業者及び運営事業者は工事や資材等の調達において、可能な限り地元雇用や地元企業を活用することと示していますが、これもどれぐらい地元を使っていたかというのを落札者決定の審査項目ということで考えております。ページが飛んで23ページ、1-4 特定目的会社S P Cを設立することということで示しています。2 全体計画、24ページ3 環境保全計画、騒音、振動、粉じん、悪臭、排水処理対策、焼却灰等の飛散防止、こういうことに気を付けてくださいという仕様です。27ページ、供給施設計画ということで、電気、上水道、下水道、下水道はございませんが、生活排水に関しては浄化槽で基準値内で放流するとい

うようなことで考えております。29ページ以降につきましては、第3節、施設建設ということで、1工事、2作業日及び作業時間、作業日は原則土曜日曜、年末年始を除いた日とし、働き方改革も含めての提案をいただければと考えております。30ページ、3安全衛生管理、4環境保全、5別途工事との調整、これは本市の別途発注する工事と十分調整して協力してくださいというようなことで仕様としています。33ページ、10工事施工ということで、私ども工事をしながら敷根清掃センターはこれまでどおり稼働するというので、工事車両の搬出入口には交通整理員を常駐させ、その他必要な場所にも配置することということで事故が起こらないような対策をとってくださいというふうに示しています。35ページ、11長寿命化総合計画の策定ということで、本来であれば長寿命化計画は施設が運転を始めてからということになりますが、私どもとしてはこの施設を長く使っていきたいというようなことがございますので、建設事業者は本施設の長期間の運用に当たり、修繕、維持管理、更新等を考慮して運営開始後35年間の施設保全計画及び延命化計画から成る長寿命化総合計画を策定し、本市の承認を得ることというふうなことで、長期にわたる運用を考えているというようなことでお示ししております。36ページ、材料及び機器ということで、使用材料及び機器は全てそれら用途に適合する欠陥のない製品で、かつ、全て新品とし、日本産業規格（JIS）等について十分準拠したものを使ってくださいということを示しております。37ページ、1試運転は150日以上ということで、慣れたプラントメーカーであっても150日以上を試運転をして確実な施設として引渡しをしてくださいというふうに考えています。38ページ、第6節、性能保証として、引渡しをする前の予備性能試験あるいは、引渡性能試験というようなことで項目を書いております。このような項目を満たして引渡しを受けるというようなことで考えております。41ページ、表エネルギー回収型廃棄物処理施設の性能試験の項目と方法ということで、ごみ処理能力であったり排ガス、水質、こういうようなものに対し予備性能試験、あるいは引渡性能試験を行いまして、これに合格したら引渡しを受けるということで、42ページ43ページのほうにもございますが、このようなことをしていくというふうな形になります。45ページ、第7節、契約不適合責任ということで、これいわゆる以前言われておりました瑕疵担保です。現在は契約不適合責任ということになっておりますが、設計・施工業務及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損及び交渉等は、建設事業者の負担にて速やかに修繕、改造、改善又は取替を行うことというふうなことで示しております。1設計の契約不適合責任ということで、(1)設計の契約不適合責任期間は原則として引渡し後10年間とし、長い契約不適合期間を設けています。施工については、(2)施工に係る契約不適合責任については、引渡し後2年間というふうに示しています。47ページ、第8節、提出図書を示しています。51ページ、第10節、正式引渡しということで、本施設の完成後、いわゆる引渡性能試験までした後のことになりますが、本施設の完成後、引渡しすると記載しています。60ページ、8地震及び災害対策ということで、(4)耐震安全性の分類、(5)震度5強（250ガル）以上を感知した場合には、ごみ処理施設を自動的に安全停止できるシステムを構築しなさいというふうに書いています。このようなことで地震に関しても安全に停止して、安定的な運転に再び戻りたいということで書いています。62ページから施設の各機器ということで、第2節、受入供給設備から始まりますが、これは計量器を3基設けます。64ページ搬入扉、65ページごみ投入扉。搬入扉は、工場に入るための扉です。ごみ投入扉は、1番2番3番4番と番号が書いた実際にごみピットにごみを投入する扉で、2tから4tパッカー車、あるいは10t車を想定しますということで、本年度、人吉市から災害廃棄物を受け入れましたが、そこで入ってきた車が10t車というようなこともございまして、そのような大きい車両も受け入れができるような形で考えております。220ページ、第4節運営期間終了時の取扱いということで、本市は運営期間終了日の36か月前から、運営期間終了後の本施設の運営方法について検討を行うので、運営事業者は本市に協力することとあり、20年を目前にして事業者のほうとその後どういうふうにしていくかということも検討したいというふうに考えております。大

まかに説明させていただきましたが、この後、また質問等でお受けする形とさせていただきたいと思います。

○委員（仮屋国治君）

この後の説明は区切って、残りの三つということによろしいんですか。続けてください。

○環境衛生課衛生施設G主査（四本 久君）

失礼しました。資料のリスク管理方針書ということで、こちらにつきましては入札公告をするときに、こういったような部分がどちらの責任の所掌範囲かというようなものを示したものでございます。こちらのほうのリスク管理方針書の例えば2ページ目を御覧いただきますと、それぞれのまん中のほうには霧島市、建設、運営とリスクを思うというようなところが丸で示してございます。こちらのほう10番目の建設段階のリスクということで法制度・許認可の新設、変更により事業の実施が不可能となる場合ということで、このように法制度等が変わった場合、当然これは霧島市のほうがリスクを負いますよというような形で示しております。3ページ、24番不可抗力ということで、大規模災害による損害が大きく、事業の実施が不可能となった場合、この場合も霧島市というような形です。30番目には運営段階のリスクということで、事業者の責による場合ということで、運営計画の不備等により住民からクレームがあった場合は当然事業者のリスク、運営のほうのリスクですよと書いています。こちらのほうもお示して、入札の提案のほうに反映させていただくということで示したものでございます。

○委員長（仮屋国治君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時00分」

「再開 午後 3時15分」

○委員長（仮屋国治君）

休憩全に引き続き会議を開きます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほどの発言の訂正をお願いしたいと思います。私が先ほどの答弁の中で、新たな牧園・横川地区のごみの集積施設について横川・牧園地区という答弁すべきところを牧園地区と申し上げました。訂正し、お詫び申し上げます。

○委員長（仮屋国治君）

配付されておりますシミュレーションの説明がありますか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほどの御質問の中で伊佐北始良環境管理組合に今後残った場合と脱退した場合の比較ということで以前作成していたものでございます。午前中、説明がございましたとおり、未来館について基幹改良をするということでございました。その費用が5億3,000万円程度ということを書いてございますけれども、前提条件が様々上にございます。そういう条件を付けた上で、試算した結果でございます。すみません。この表で単位が抜けておりますが、全て千円でございます。基幹改良費で5億3,080万円程度の負担が必要ということとか、解体撤去の負担金が3億1,420万円程度必要であるとかいうようなことがございます。そういうことを全て考慮いたしますと、現在未来館で長寿命化計画が策定されておりますけれども、改修後10年間の運用をするということでお話を伺っておりますので、そういうことを全て織り込んで比較いたしますと、今後加入し続けると18億7,700万円程度支出をする必要があります。一方で脱退いたしますと、脱退負担金ということ先に御説明いたしておりますとおり、全ての負担金の総額7億3,200万円を上限ということで定めておりますので、帰属財産を充当すると、今後の約3億円程度ということでございますので、差額の15億8,000万円程度は経費が節減できるとシミュレーションしてございます。

○委員長（仮屋国治君）

現在までの説明に対して一括して質疑に入ります。

○委員（宮内 博君）

今の説明について、シミュレーションの関係でお尋ねしますが、これはあくまでも未来館から脱退したことによって、これまで未来館に負担していた運営費等が発生しないということでの計算だというふうに思います。牧園・横川地区のごみを受け入れたことによって、新しい焼却炉の費用負担がいかほど増すのかというのは入っていないのですよね。そのところがないと分からないという話です。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

その部分につきましては、現在入札公告しています。先ほどから御説明しているとおり、約20年間の運営についても今後企業から提示される金額がないと比較できません。それと新たに牧園・横川地区に設置するごみ集積所の運営費については一般質問の中でお答えしていると。それからその費用のほかに新たな新設する施設から搬出する灰の費用の増加分、あるいは未来館に持って行くのではなくて、敷根に持つてくるための距離が延びるための費用ですとか、そういうものも含めての年間の現在のところの試算というものは一般質問でお答えしたとおりです。

○委員（宮内 博君）

これでは全く回答になっていないのですね。全く回答になっていないと。これで説明をなさいと言っても説明できませんよ。我々は。ですから314億円という一つの金額は出されているわけでありますので、それを当然工事費についても実際に工事費の金額についても、最初のところの部分に書いてあったと思うのですが、そういう数字からはじき出して実際どうなのかということで、やっぱりきちんと、もう誠意を持ってしっかり数字的なものを示すということにもっと努力してもらえませんか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

繰り返しになりますけれども、どうしても企業のほうからソースが出てこない、何とも正確な比較ができないというのが実情でございます。それと建設費については、何回も申し上げているとおり、施設の規模がそこ含めること、含めないことで、差は生じないというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

とにかく、これでは説明できる資料になっていませんので、どこかの時点そこはきちんと、議員が市民の皆さんから聞かれて説明ができるような資料をしっかりと提出してほしいと。これは委員長からも要請をしていただきたいと思います。

○委員長（仮屋国治君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時23分」

「再開 午後 3時24分」

○委員長（仮屋国治君）

再開します。ほかに質疑はございませんか。

○委員（植山利博君）

何点かお尋ねしたいと思います。まず先ほどの課長の答弁で、牧園・横川地区の仮置場の話が出たわけですが、これまで牧園・横川の方々が、今まで未来館に持ち込んだような、それ以上の負担をさせるようなことはしないという表現をされていたと思うんですが、その仮置場の場所は先ほど中間ぐらいにという話もされましたけれど、1か所を想定されているのか。若しくは横川に1か所、牧園に1か所の可能性もあるのか。今、どのような状況ですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

1か所を想定しています。と言いますのは、そこには当然ながら計量器を設置したり、ヤードを建設したり、当然ながら運営をするための人員配置が必要であるとかというものもございまして、おおむね牧園・横川地区の中間的な所に1か所というようなことで検討を進めております。

○委員（植山利博君）

先ほどからの説明で、サウンディング調査をずっとしてきたと。様々なケースを想定しながらサウンディング調査をされた。結果として、DBO様式により実施する予定であると4ページに表現していますが、これは今後まだ変わる可能性があるという意味ですか。それとも決定だという理解でいいですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

民間活力導入可能性調査、このときには、DBOの予定であるという表現ですが、DBOが一番いいということで検討委員会でも審査して、決定しています。

○委員（植山利博君）

検討委員会で決定したということですが、全会一致ですか。それともPFIのほうがいいのではないかというような委員がいらっしやったのか。そこだけお知らせください。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

全会一致でございます。

○委員（植山利博君）

6ページ、(8)カ、施設見学者以外の住民の施設利用対応という表現があるのですが、これは未来館にしても敷根清掃センターにしても、会議室とか、相当立派な施設が付帯施設というのですか、あるわけですが、そういうところの住民の利用ということが想定されているという理解でいいんですか。

○環境衛生課衛生施設G主査（四本 久君）

こちらにつきましては、現在具体的な利用というのが想定はございませんが、そういうような申出が今後あった場合には、こちらのほうも運営事業者の対応ということで考えております。

○委員（植山利博君）

未来館を見せてもらいました。これから造ろうという施設ですから、もっと立派で近代的なものができるのかなと想像するのですが、であれば極力ああいう会議室であるとか、いろんな施設を住民の方がしっかりと利活用できるようなメッセージなり、そういう活用の仕方市として取り組む必要があるんじゃないかというふうに私は思いますけれど、そういうことを求めたいと思いますいかがですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

そこ辺も含めまして、委員が言われるように、先進的なところでは、そういったものも事業者から御提案を頂いて、実際に事業者がその施設を運営する中で、例えば立地的な条件もありますけれども、そこで生涯学習的な講座を開いたりであるとか、そういうものにも活用されている施設があるようでございます。そういったものを含めて、事業者からも積極的に提案を頂いて、そこを評価して決めていきたい。価格点の部分とそういう技術的な部分の点数を分けていますが、そういう項目も評価の一部に入っているところでございますので、そこら辺は我々としても十分留意して進めていきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

例えば小中学生とか子供たちに環境教育の一環として、利活用すると。若しくは今、こども館が言われていますが、あれだけ立派な施設があれば雨天のときのこども館としても活用できるかなと。施設が市民とともに親しまれるような利活用をぜひ求めたいと思います。

○委員（宮内 博君）

要求水準書の45ページ、未来館を午前中見てきました。それで配付された資料を見ても分か

るように、未来館は平成15年に1回竣工しているわけですね。それで溶融炉方式で最初スタートをしたと。そして平成26年度に改修工事を行って、これは瑕疵担保責任が問われてストーカ炉に変更したというような経過があるわけですね。それでお尋ねしたいのは、未来館の場合は、10年ぐらいしてから改修工事を行ったと。取替え工事をしたわけですね。全面的に企業側の責任が問われて。これは瑕疵担保責任だろうというふうに思うんですけど、この契約不適合責任のところには、年限を切っておりませんよね。何年間というのは無くて瑕疵担保責任が。10年というのは設計上の契約でしょう。だから前段の部分の瑕疵担保責任。これは年限を定めないで瑕疵が明らかになった場合、当然事業者の責任によってということと理解すればよろしいでしょうか。

○委員長（仮屋国治君）

宮内委員、施工の2年というのが書いてあるのですが、これとは別の質問ですか。2-1。

○委員（宮内 博君）

要するに未来館の場合は、かなり年限を経過してから全責任を今のクボタがとったんですね。そして溶融炉からストーカ炉に変更したと。全面改修したわけですよ。だから同じようなことがあれば未来館のような形で瑕疵責任が問えるということですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

このまず大きな1番の設計のほうの契約不適合責任ですが、設計していた上で、設計が間違っている、若しくは設計不良によるものであれば10年間瑕疵がありますよと。その下の2年というのは、その建築工事が原因で不具合が起こっているというのであれば、これは期間が2年ですよという表現です。

○委員長（仮屋国治君）

イエスかノーで答えてください。

○委員（宮内 博君）

私が聴きたいのは、未来館のような事例が仮に今回の新しいクリーンセンターの工事で起こったと。仮定の話ですので何とも言えない話なんですけれども、瑕疵担保責任が問えるような内容になるんですかということですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まずは性能が発揮していないことであれば、瑕疵責任の範囲に入るのではないかと考えています。

○委員長（仮屋国治君）

2年を経過しても瑕疵が発生するのかという質問ですよ。可能性があるかという質問ですがそれにお答えください。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

2年がたっても性能が発揮されていないということであれば、瑕疵担保の責任の範囲内に入るのではないかと考えています。その要因が実際起こっていないと分かりませんが。未来館の事例を鑑みますと、未来館の場合は溶融炉で最初に提案をされた性能を発揮していないと。どのように発揮していないのか不明ですが、性能を発揮していないということが問われてプラントメーカーのほうで責任を持ってストーカに替えましたということだと思います。同じような事象があれば、敷根でもそういう交渉が起こり得ると考えています。

○環境衛生課衛生施設G主査（四本 久君）

未来館は建設した所と、実際の運営というのは若干異なっておりまして、公設公営方式＋一部民間委託というような形で線を引かれています。今回の私どもの実施の仕方というのが、確かに設計の瑕疵については10年間です。施工に関して2年間ですというふうになっておりますが、実際には運営のほうにもペナルティの設けておりますということで、先ほども少し説明させていただきましたとおり、もし性能が発揮できない。例えばその性能が、先ほど出ましたよ

うに、発電がうまくできていないというようなことになりますと、その分はいわゆる提案をした部分と実際に発電をした部分との差が出てきますので、それが設計どおりできていなければ毎年その委託料を減額しますよというような形のやり方をとっております。そういうようなことから、当然プラントメーカーとしては建設もします。今回の場合は運営もしますので、両方からそういうような責任を問われるというような形になるかと思えます。そういった形で私もはこの契約を担保していきたいと考えております。

○委員（松元 深君）

未来館の瑕疵担保は大変長く掛かって、ようやくクボタが認めたような事例だったと思うんですが、要求水準書17ページ飛灰処理設備について飛灰貯留装置からフレコンバックまで記載してあるんですが、6ページでは本市が行う事業として、焼却灰、飛灰の資源化等があるんですが、そこについての説明を求めます。

○委員長（仮屋国治君）

松元委員、質問の趣旨が若干私も分かりません。もう一度。

○委員（松元 深君）

飛灰処理設備を事業者に設計してもらうのですが、事業範囲としては、本市が行う事業範囲として、焼却灰、飛灰の資源化等を行うということで、その資源化した代金も本市が受け取るような形となっていると思うんです。その説明をお願いします。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

今言われた要求水準書の17ページについては、霧島市がこのやり方でトラックでフレコンバックに入れて搬出するので、それができるような設備を設けなさいということでございます。なので、実際の搬出、輸送等については、霧島市が別途契約をしますけれども、施設を建設する中でそういうことができるような設備を設けてくれということです。

○委員（松元 深君）

ということは、焼却灰、飛灰を資源化した代金等は全部本市の収入ということで考えてよろしいですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

焼却灰、飛灰を処理する場合は、逆に処理料金が掛かりますので、収入として入ってくることはありません。そして先ほども廃棄物処理法上で、廃棄物の処理については、再委託の禁止という条項がありますので、SPCにこの運営を任せただけの場合に、SPCがこの灰処理を行うということは再委託に当たるので、こういった飛灰処理やりサイクルは行政が直接、別途業者と契約してやりますので、その中の灰が発生して、その灰をフレコンバックに詰め込むところまでは、SPCの事業者でやってください。そしてそれをどういうふうにするかは行政が直接やりますというふうになっておりまして、そういう意味で灰処理については、SPCに委託する料金の中には含まれてない。行政側が直接やるということで別々だということになります。

○委員（松元 深君）

例えば、セメント原料とする場合も全く一緒という考えですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

セメント原料化、灰の中から塩分を除いて、混入物を除いたりするのですが、そういうことを含めて飛灰、主灰の処理としておりますので、それを委託するというところでございます。

○委員（前川原正人君）

要求水準書の13ページの先ほど稼働計画の中で、括弧書きの所は業者の提案も含めたということで、しかし行政としてはここは譲れないという部分もありますということで説明いただいたわけですがけれども、この年間稼働日数は先ほどおっしゃったように環境省が示す日数は280日ですよということなんですけれども、行政としてこれ以上が当然望ましいと思えます。個人的考えで、稼働日数が多くなれば、その分処理能力も日数で稼ぐわけですがけれども、280日以上

という理解でよろしいですか。

○環境衛生課衛生施設G主査（四本 久君）

はい、こちらのほうも委員がおっしゃるとおりで、長く運転をすればするほど発電もたくさんするというメリットもあるんですが、やはり余り過剰になると今度は機械の劣化というのもの出てまいりますので、それを含めて事業者提案というふうにしたいというふうにして、優位な運営の仕方を引き出したいと考えております。

○委員（前川原正人君）

ですから、例えば環境省の一つの目指す方針というか、日数は280日ですよということですが、それでもごみ量に変化するというのは分かります。要はそれ以上なのか、以下を望んでいるのかということです。

○環境衛生課衛生施設G主査（四本 久君）

はい、私どもとしては、それ以上を臨んでいますし、多分ですが、280日というのは最低運転しなさいというのが一つの基準になっていますので、280日以上運転するというふうに考えています。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

補足いたします。280日ですが、これに0.96という係数を掛けますので、実際の稼働日数を計算すると268.8となりますので、268日あるいは269日程度の運転ということで御理解いただきたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

もう一つは19ページの中で地元雇用、地元企業の活用ということで列記されているわけですね。この中では建設事業者及び運営事業者が工事、資材等の調達において可能な限り地元雇用や地元企業を活用することということですが、この辺の詳細な部分というのは行政としてはこうであるべきだ、こういうことでやっていただきたいということで、明確にここで示すわけですけれども、その目標値とか、大体どの程度ということと考えていらっしゃるのかお聞きしておきます。

○環境衛生課衛生施設G主査（四本 久君）

まず19ページの今の7番の項目ですが、なお書きに誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思っております。なお地元企業とは本市内に本店又は支店を有すると書いておりますが、これは本店又は本社を有するというので、誤記でございました。ホームページ等についても訂正していきたいというふうに思っています。こちらのほうの地元活用につきましては、プラントメーカーが霧島市の新クリーンセンターに参入されたいというところは、営業をして回っていると伺っています。そこから地域性というものも彼らの中ではいろいろあるというふうに考えておまして、例えば参入しようとする地域が工業地帯なのか商業地帯なのか。いろんな状況がございますので、私どもとしては、どの辺が一つのラインなのかというのは提案によってそれを比較していこうというふうには考えておまして、今のところ、こうあるべきと、最低これというのは今のところ申し合わせていないのが実情でございます。

○委員（植山利博君）

現在で、日曜日にごみを持ち込めたらいいのという市民の声があります。新しい施設になったら、ごみピットは7日間分が溜められるということですが、搬入については、どのような議論がなされていますか。

○環境衛生課衛生施設G主査（四本 久君）

まず要求水準書の223ページを御覧いただきたいと思っております。第2章第1節、受付管理業務ということで書いております。この3番目に受入時間というような表記をしておりますが、今までどおりの運営仕方ということ。あるいは米印の所には、市のボランティア清掃の実施日、これは日曜日にボランティア活動されるというような方々がいらっしゃいますので、そう

いったような方々を月1回から2回程度は受け入れていくというような形で考えております。

○委員（植山利博君）

だから今までは日曜日は受け付けないわけですがけれども、市のボランティア清掃の実施日については月一、二回受け入れるということですので、この中で市民の個人の方についても受け入れる方向でぜひ検討してほしいと。現在でも市民の方が日曜日に持って行きたいんだけど、日曜日は持っていけないので、未来館は日曜日はいいんですかね。土曜日がだめだというようなこともあって、その辺の事情も知っていらっしゃるわけです。だからせめて月に一、二回でも一般の市民の方の受入れもできるような検討はできないものですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

今の御質問ですけれども、正直なところを申し上げますと、今回新しく参入されるプラントメーカーにしてもやはり働き方改革とか、職員のメンテナンスというか、体調維持管理も考えなければいけない。休みのことも考えなければいけないということで、市の意見だけでごり押しするというのはなかなか難しいです。こちらのほうは正直に申しまして、未来館が土曜日休んで日曜日に開けてと。それは除いていただくと、今の状態を維持しつつ、日曜日も開けるというのは、なかなか作業員の配置等を考えると、現時点では難しいのではないかと考えているところでございます。

○委員長（仮屋国治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ないようですので次の項目に移ります。執行部の説明を求めます。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

それでは次に入札説明と落札者決定基準、こちらのほうを通して御説明いたします。

○環境衛生課衛生施設G主査（四本 久君）

それでは入札関係の説明をさせていただきたいと思っております。まず今お話がありました、この資料の中に入札公告というのも付けております。1月8日、今月8日に実際に公告した文書でございます。このような形で、予定価格まで載せて入札公告を行ったというようなことでございます。資料の中には実施方針というのも参考資料で載せてございます。こちらのほうは昨年12月に実施方針を行いまして、これに基づいて入札公告を行って、今回入札説明書というような形になります。資料ですが入札説明書の資料になります。まず30ページのほうに事業スキームということで出しています。先ほどから話がありますように、本市とはまずメインでありますプラントメーカーのほうになります、こちらが率いてくるグループと契約をしていくというような形になりますが、建設工事に関しましては、建設のほうの建設事業者と契約を結びます。この中に建設企業、プラント建設企業、建築物建設企業というような企業が入ってくるというような形になります。実際の運営になりますと運営業務のSPC、特定目的会社、こちらのほうと運営業務委託契約を行いまして、こちらのほうが20年間運営をしていくというような形です。そのほか協力企業ということで設計企業、建設企業こういったような企業が入ってくる。あるいは右側のほうには不燃ごみ、粗大ごみを処理するところと連携協定を結ぶというような形の大きくいますと、こういったようなスキームになるというような形であります。入札説明書に戻っていただいて、3ページ目、入札説明書の位置付けということで（仮称）霧島市クリーンセンター整備運営業務入札説明書は、本市の実施する（仮称）霧島市クリーンセンター整備運営事業を実施する事業者を募集及び選定するに当たり本事業の入札に参加を希望する者に配布するものであるというような形で書いております。これに関連づけまして、私どもが公表したのが要求水準書、落札者決定基準、様式集、リスク管理方針書、基本協定書の案、以下が全て案でございます。基本契約書、建設工事請負契約書、運営業務委託契約書、事業間連携に係る協定書というようなものを一斉に公表しております。4ページ、事業の概要という

ことで、これまで説明してきた内容を記載いたしております。5ページ、先ほども少し説明いたしましたが、スケジュールを出しております。下の表でございます。1月8日に入札公告を行いました。1月8日から26日まで、昨日まで第1回目の質問を受け付けております。プラントメーカーから質問が来ています。これを現在整理しているという段階でございます。2月9日には質問の回答をいたしまして、2月9日に質問の公表をいたしまして、2月10日から2月16日までプラントメーカーからの参加表明書及び参加資格確認申請書類を受け付けるという期間に入っております。その確認をいたしましたあと、2月24日には参加資格確認結果を各プラントメーカーに通知するという。第2回目の質問、あるいは3月下旬から4月上旬には参入すると表明されたプラントメーカーと対面的対話を行いまして、最終的には本年8月下旬に落札者を決定し、9月には基本協定ということで考えております。次に(ア) 施工業務ということで、建設事業者は本市と締結する建設工事請負契約に基づき本施設の設計、施工業務を行うというようなところから始まります。(イ) 運營業務、こちらのほうにも発生する余熱を利用して発電等を有効に行ってくださいというようなこと。(B)の下の方には、ただし書きで、発電状況に応じて運營業務者に対しインセンティブフィーを支払うものとする。いわゆる計画より沢山発電をして売ってくれた業者には、それなりのインセンティブいわゆるプラスアルファのお金を渡しますよと。代金を払いますよというような、そういうことも書いています。(カ)のほうには本市が行う業務ということで、本市は用地の準備をします。生活環境影響調査の実施をします。あるいは処理対象物の搬入、焼却灰、飛灰、処理不適物、こういうものも処分をいたしますというような書き方になっております。本事業のモニタリング、住民への対応、施設見学への対応ということで、本市は一般見学者を除く行政視察等の対応について、運營業務者と連携して行いますよということで、一般の見学者については運營業務者で対応していただくというのを基本にしているというような書きぶりになっています。次に、入札参加に関する条件等、これは基本的には入札参加者の構成ということで書いておりますが、(1) 入札参加者は運營業務者に出資する企業、いわゆる構成員と、運營業務者に出資しない企業等、いわゆる協力企業等を総称して構成企業という。(4) 入札参加者は「第3章(2) 本施設のプラント設備の設計施工を行う者の要件」を全て満たす1者の当該入札参加者を代表する代表企業、これがプラントメーカーという形になります。こういうような定めをして行ってくださいというようなことで考えております。(5) 構成企業、この構成する企業の中には地元企業を少なくとも1社含んでくださいというようなことで地元貢献の一つというふうに考えております。これを1社と言わずたくさん含んでいただいたほうが非常にありがたいということで、こちらのほうも地元貢献ということで落札者決定基準の審査対象というふうに考えております。(7) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めないということで、1社があっちにもこっちにもというふうに、名前を連ねることはできませんよというような件になっております。ただし書きで、本市が事業者と事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が、事業者の業務等、支援及び協力することが可能であるということで、選ばれなかったところに参加されたところも、入札終わった後は建設事業等に参加できますよというようなことも含めて地元にどんどん貢献をしていきたいというふうに考えております。(9) 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止するというので、当然のことですが、そういったような形にしております。続きまして入札参加者の構成企業の要件ということで、(1) 本施設の建築物の設計、施工を行う者の要件ということで書いています。9ページ、(2) 本施設のプラントの設備設計、施工を行う者の要件ということで、こちらのほうが主にプラントメーカーということで、(2)の下の方には、ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくともも主たる業務を担う1社、いわゆる代表企業が次の全ての要件満たすということで、これらの要件を満たして十分な能力があるということ審査しますというようなことで書いております。(3) 本施設の運営を行う者の要件ということで、こちらのほうにも条件を付けて審査していくとい

うような形になります。当然、審査の要件については、プラントメーカーに対しては、処理能力日量140 t以上で、かつ、複数炉の構成の建設をしたことがある、あるいは運営をしたことがあるというような条件、あるいはDBO方式で実施したことがあるというようなことも、一つの条件ということで厳しくなってはきますが、そのような要件を満たした企業を私どもは採用したいというふうに考えております。10ページ、(3) 構成企業の制限ということで、(1)には地方自治法167条の4ということで、これは能力がないものということで、参加資格を満たさない者は入札に参加できませんよというようなことも書いています。これ以外にも多数の要件を制限という形で書いています。11ページ、参加資格の確認ということで、参加資格を確認させていただいて、当然該当されるところに参加していただくというようなこと考えております。11ページ5 運営事業者の設立に関する要件ということで、選ばれた方は、落札者として決定後事業仮契約を締結するまでに運営事業者を設立することと、これがいわゆるSPCを作りなさいということです。6、いわゆるJVで参加されたいということについても、共同企業体の設立に関する要件ということで、JVも認めますという考え方を書いています。12ページ、予定価格及び入札書比較価格ということで、先ほども出ておりますが、予定価格が表記されたこの消費税を含んだ314億7,980万円ということで、(2)に留意事項ということで書いてございます。314億7,980万円の内訳ということで、キ、設計・施工業務に係る対価、いわゆる建設費に係る対価は税抜きで170億3,000万円と、運營業務に係る対価は115億8,800万円と表記しています。この建設費には、設計・施工業務に係る対価には電力会社の工事負担金25億円を含むということで、これは九州電力に電気を流すための工事負担金が25億円ということで、第1回目の回答がきております。今後九州電力と速やかな協議を行いまして、この金額を確定していきたいというふうに考えておりますが、最終的にはこの25億円というのは、実際掛かった金額で清算していくという形になります。13ページ、事業者の選定ということで、落差落札者の決定方法について書いています。提案書等に関する審査に関しても、このような第一工業大学の教授を始めとする委員の方々で審査をしていただきますというようなことで表記しております。13ページの下の方には、契約手続き等ということで表記いたしております。16ページ以降については、入札の手續等ということで、先ほどスケジュールで申しました1月8日に入札公告を行いましたというところから、スケジュールについて細かく書いていますので、こちらのほうは割愛させていただきたいと思っております。18ページ、(9) 入札提案書類の提出ということで、5月31日から6月8日まで受け付けます。提案書に対するヒアリングは令和3年8月に行い、プレゼンテーションをしていただきますというようなことで書いています。19ページ、(11) 開札ということで、入札書の開札の方法等について書いています。そういったような形で入札を進めていくというような形になります。22ページ、第6章、提出書類ということで、入札参加者の参加資格確認申請書、2月にお出しいただく書類でございますが、参加表明書から構成員及び協力企業の一覧表、あるいは予定する建設事業者の構成というようなものを出していただく形になります。6月4日までにお出しいただくのが入札提案書類ということで、提出書類、部数も書いています。23ページ以降につきましては、提出する図書等の細かい内容です。24ページ(6) 技術提案書類の概要版ということで、こちらのほうにパース図というものが書いてございますが、こちらのほうは私どもがまだどういった建物かというのは、当然これは性能発注方式ということで、ここで初めて事業者が建物の全景をイメージパースで出してくるというような形です。25ページ、提出書類の作成要領というものを細かく記載いたしておりますが、説明は割愛します。27ページ、(6) 雇用・下請人等の地元企業への配慮ということで、ア雇用については可能な限り地元雇用に配慮すること。なお地元とは本市内をいうと書いています。下請人等を選定する際は、可能な限り本市内に本店又は本社を有する者の中から選定するように努めること。あるいは資機材についても同じように本市内を活用していただきたいというようなこと、これについても審査の項目ということで、先ほどから申しているとおりで。31ページ、

別紙2、本事業において本市が事業者へ支払う対価についてということで、それぞれ書いてございます。建設費のほうは当然請負金額というような形になりますが、2の(2)運營業務に係る対価ということで、固定費i、固定費ii、固定費iiiというような運營業務委託料A、あるいは運営委託料Bということで変動費というものも書いています。こちらについては、それぞれ見直し等の作業というのが、当然20年間の運営ということになってきますと、そういうことも発生することも踏まえて、固定費と変動費を書いてございます。一番下に売電増加分の対価ということでインセンティブフィーというふうに書いてございますが、こちらの説明は32ページの※4になります。こちらは式が少し難しく書いてございますが、これはプラントメーカーが年間これだけ売り上げる予定ですよというようなことに対して、それよりも多かった分のうち、5%まではお互いの調整範囲としましょうということで、5%を超える分、例えば1,000万円の売上をしますよというふうに見込んだ場合に、それよりも高い分で5%を超える分というについては、その半分についてプラントメーカーあるいはSPCに支払いますというようなことで、たくさん発電をすればお得になりますというようなことも示しています。38、39ページ、業務についての措置というようなことから、委託料等の減額というところに入っていますが、業務の改善についての措置ということで、本市はモニタリングの結果から運営事業者による業務要求水準及び運營業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合、いわゆる契約不履行に近い形になってくるかと思うんですが、そのような場合には以下の初期対応を行いますということで、第1回目の是正勧告を行いますというようなことをうたっております。これが繰り返される場合には是正勧告第2回目というのが38ページの下に書いてございます。是正勧告2回目を出したときから、私どもとしては、これが改善されるまでの間ということで、委託料の減額をしますよということで、1回目の是正勧告、2回目になりますと、すぐにその措置を取りますよというそういう少し厳しいようなことも書いております。(4)には運営委託料の減額等の措置ということで、こちらのほうも書いてございますが、下のほう3事業者提案の未達成時に係る減額等の措置というようなことを書いております。40ページ、まず上のほうの四角ですが、設計・施工期間中の地域経済への貢献金額を満達成時における支払額の算定式ということで、建設に関しても地元にとれぐらいの貢献をしますよという提案に対して、それを下回った場合には、下回った分の半分以上を減額しますよというようなこと。あるいは運営に関しても、運営期間中の地域経済の地元貢献金額の未達成時における支払額の算定式ということで、当然こちらのほうも地元企業に対して提案金額を下回った場合には、その金額、発注金額の半分は減額しますよというような形でしております。41ページ、提案売電電力量の未達成時における減額の算定式ということで、先ほどインセンティブということで、計画以上の量を売り上げた場合には企業のほうにお支払いします。ただしそれを下回った場合には減額しますよというようなことで、先ほど5%の調整をみますよというお話をさせていただきましたが、下回った分の5%を超えた分に対してはその分の減額をしますよというようなところでしておりますので、こういうようなところから契約を担保して確実な運営をしていきたいというふうを考えております。そういったような形で入札説明書については説明といたしたいと思っております。続きまして落札者決定基準ということで資料をお開きいただきたいと思います。

○委員長（仮屋国治君）

休憩します。

「休憩 午後 4時15分」

「再開 午後 4時16分」

再開します。

○環境衛生課衛生施設G主査（四本 久君）

落札者決定基準について説明したいと思います。プラントメーカーに対して審査を行う項目ということで、1ページから審査の内容を書いております。4ページには定量化審査というこ

とで、各項目を出しておりますが、後ほど細かいところが出てまいります。5ページにそれぞれの点数付けということで、今回5段階評価を委員の方々にしていただきまして、各配点に対して、A評価からE評価ということで、要求水準を満たす程度であれば点数はあげませんよということで、特に優れている場合にはその点数を加算するというような形でしております。入札価格の定量化の審査については、全体が40点ということで、建設費に関しては16点、運営費に関しては24点ということにしております。審査を行う算定式も書いていますが、時間の都合で8ページの点数の内訳ということで、100点満点での審査をするということで、非価格要素に対する点数が合計で60点ということで、審査項目が1から19項目まであり、19項目が入札価格による点数ということで、合計で40点でございます。右側に配点ということで、それぞれ点数を出しておりますが、こちらに審査の視点ということで出しております。点数の高いところのみを読ませていただきますと、6項目目の安定的な運営の在り方ということで、運営費の縮減を行う上で安定的な運営の在り方について、具体性と妥当性を評価しますよということで、5点というような評点としています。9項目目の見学者対応、環境学習計画ということで、こちらのほうについても子供であるとか高齢者、いろんな方々が来られるので、そういった方々に対する対応の仕方、あるいは見学設備の環境学習プログラムに対する社会の変化に即応した対処やその方策。陳腐化防止ということで、古く感じられるような、そのようなことについても案を出していただきたいということで、こちらも5点としています。15項目目には、地域貢献ということで、地元企業の活用と現地調達に最大限配慮した計画となっていることを評価します。本事業の実施に関して地元雇用に最大限配慮した具体的な計画となっていることを評価しますよということで、こちらのほうも5点ということで、一つの項目としては大きい項目ということで、私どもとしては注視したいというふうに考えております。以上のような点数を付けながら、落札者を決定していくというようなことでお示ししております。

○委員長（仮屋国治君）

ただいま説明が終わりました。確かに副委員長からありましたが全協で説明を受けた時のほうが私どもは分かりやすいんですよ。それを掘り下げて分かりにくくしていただいているという部分を非常に感じております。ただ全協の内容は議事録には残りませんので、説明が漏れたとことなどがありましたら、後日の中でもしっかりと御説明を願いたいなと思っております。それでは質疑に入りたいと思います。

○委員（新橋 実君）

最後に説明された非価格要素の定量化審査の配点が60点と。価格による点数が40点ということで、非常に価格による点数のほうが非常に低いわけですが、これを逆転することがあるのですか。60点と40点と言えば、価格が余りに差があっても、非価格のほうで逆転することは非常に難しいと思うのですが、その辺はどのような理解をされているのですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

この設定をする中で、全国的な事例というのもコンサル業者を通しまして、調査していろいろと勉強させていただきました。その中で、やはり今ここで示したように60点と40点という割合がほとんどの自治体がこういった形でやっているということで、私どももこの方法がいいのではないかとということで設定したところでございます。

○委員（新橋 実君）

先日も言いましたが、南さつまの場合、点数に非常に差があったと。10億円ぐらいの差が金額ではあったのですが、それでも逆転せずに、金額が高いところが落札したということがあったのですが、この非価格要素は非常に大事だとは思いますが、価格にはそれはほとんど反映されなかったということですが、しっかりとこの辺もチェックされて入札には参加されると思うが、結局業者のほうで、プラント業者がこういったことを提案すれば、そちらのほうで結構決まってくるのではないかとこの感じを受けますが、その辺についてはどう思われますか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まず、価格点と非価格点があります。価格が安いほうが一番いいが、非価格点がなぜあるかというのは、価格が安いとその内容が、欲しい内容、いい内容に沿っていない場合もあります。ただ、お金は最低のものより高いけれど、霧島市として欲しい、若しくはそこにあったほうがいいという良い提案が出てくる場合があります。そういうものを評価して、点数化するということで考えています。ですから、ほかの自治体の事例を見ますと、安いところを取っている自治体もありますが、下から二番目、三番目の企業が取っている自治体もごぞいます。それはなぜかと聴きますと、やはり非価格点、提案の内容が非常に良かったということで、各委員が点数を付けた結果そうなったということでした。私どもとしても、ただ安すかろう、悪かろうは困りますので、価格点も重要ですが、非価格点。今後20年間、長くて35年間運営していただく一番いいプランを出していただきたいという思いがあるものですから、この配点ということになっております。

○委員（新橋 実君）

もちろんそうだと思います。私が思うに、例えばプラント業者が8社いますよね。8社のうち7社が入札に参加したと。その7社の中でも一番いい案を出したところもありますが、いい悪いは別として、やはり一番悪いところでも、市の要求を満たしていたと。一番いいところはまだ良かったと。そういうことは多分あると思いますよ。そういうときにどういうふうな形で対応するのか、その辺はどうなのですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

これは私の考え方ですが、価格が安くて提案が良ければ、点数は自ずとすごくいい点数になると思います。価格が高いけれど、そこそこの提案であれば、恐らく点数の伸びはないのではないかと考えています。そこで価格点が40点あります。はるかに安ければ40点満点取り、後の残り60点。この範囲の中で、そこそこの提案であればもしかしたら20点かも知れませんが、30点かも知れません。2番目、3番目のところが物すごく良い提案で、価格がそんなに高くなければ点数が高くなって取るかということもありますので、そのところは、提案の内容によりますけれども、提案がすごく良かった。でも価格は高かったということであれば、ほかのところよりは点数は低いのではないかと想定されます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

資料の5ページを御覧いただきたいと思います。先ほども担当から説明しましたが、(2)非価格店の算定方法というところでございます。ここでAからEまでランクがあるわけですが、一番下のEで、要求水準を満たす程度で、配点掛ける0.00ということで、要求水準を満たす程度の提案では点数は入らないということです。市が求めている以上のものについて評価をするということでございまして、仮に全ての業者が要求水準を満たす程度で非価格部分を出してきたとすれば、全て価格点で決まるということです。

○委員（新橋 実君）

そこなんですよね。企業も全国で8社しかいないわけです。プラント業界も。やはりそこは8社が順番で全国を回って、取っているわけだから、提案についてはそんなに差はないと思うのですが、今回、南さつまのこともありました。やはり親切丁寧に要求水準、落札者決定基準などを説明すれば、それなりの提案はしてくると思います。後々その減点法にしても、いろんな提案をされるわけですから、やはりしっかりした提案をするようにと示すべきですよ。そうすると優れているというぐらいの評価は出てくると思いますよ。そういったことを誰が本当に見極めていくのか。その出た業者をどこで判断するのか。出た7社で、みんな優れているが、この人は特に優れている。その辺で判断するのか。その辺はどういうふうな話になるのか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

点数の付け方の話であると思います。8ページを御覧いただきますと、大項目の5番目、霧

島市の特性に応じた施設というようなことでの項目でありますとか、それから例えば3番目のところで豊かな自然と調和する施設でありますとか、あるいは地球環境温暖化というようなことで、例えば見学者対応等ですね。これなんかは今後35年間、小学校4年生、5年生という子供たちが見学に来て、自分たちが排出したごみがどのように処理されていくかを勉強していくわけです。その中で我々が要求水準書に出しているもの以上のもので、子供たちの学習効果が非常に高まれば、その部分というのは、金銭に換えられないような部分もあるかと思えます。そういうこともありまして、あくまで提案を見た中での比較評価になるというふうに思っておりますので、今委員が言われるのは、ラインを引いて、絶対評価ができるようにというお話ではないかと思えますけれども、要求水準書に書いてあるところが最低ラインであって、そこから上は提案されたものを比較評価するというような評価になると考えています。

○委員（新橋 実君）

確認ですけれど、業者間で比較するというところで、霧島市の要求水準を満たす、これからの提案という理解でよろしいですね。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

はい、最低限は要求水準を満たすというところでございます。

○委員（前川原正人君）

12ページで、先ほど入札説明書の説明の中で、予定価格及び入札書比較価格、下のほうに消費税を抜いた価格が書かれているんですけども、電力会社への工事負担金が25億円ということで、当然これは変動する可能性も十分あるというふうに認識するわけですけど、この算定根拠はどこにあったのか説明いただけますか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

この書類の中では、12ページで消費税抜きということで書いてありますが、消費税を含めたのが、この1枚紙の額になるわけでございます。それと電力会社への工事負担金については、電力会社から最大税抜き25億円ということでお話を伺っておりますので、現時点での最大額を記載しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

最大だとは思いますが、例えば後々精査をするんだと。例えばこの電力会社の近くに業者がもう1社出れば、その分はまた安くなったりするわけですよ。理論上は。だからこれは逆に言うと、後々清算をするということですが、どの時点で清算するのですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

現時点で九州電力に売電するというお話を差し上げていますが、九州電力以外のいわゆる新電力会社とかそういうものも考えられると思えますけれども、いずれにしてもこの負担金については、九州電力支払わなければ九州電力が持つておられる送電網を利用しなければならないと。それについての負担金でございますので、現時点で九電の送電網を使わないということであれば、自ら送電線を引かなければならないということになってまいります。

○委員（前川原正人君）

分かります。ただ、先ほどの説明の中で、後々清算するんですよというふうにおっしゃったのですよね。それはもう負担金として払いますよ。でもいずれは、ある意味これは保証金のようなものですよ。最終的には清算して、その分がまた荷が軽くなるわけですよ。後々に。それがいつの時点なのかっていうのは分からないわけですよ。20年間稼働して行って、終わった後とか、その辺の詳細なことまではいいですが、概略はどうなのですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

九州電力の送電網の話をしていただきましたが、国分のタイヨーの前に変電所があります。それから春山台地に変電所があります。この変電所に受入能力があるかどうかということが問題になってきてまして、余力がなければ改修しなければいけない。それに掛かる費用が最大25億円

ということです。まず受入能力があるかどうかということ。それから今回我々が発電する分だけ、九州電力からすると本当に僅かな量の発電になりますので、全体からすると。その分だけの改修で済むのか。あるいは九州電力としてたくさんの量の改修をされるということであれば、そのほかにも例えば再生可能エネルギーを計画しているところが送電網を使いたいということであれば、そういうところとの負担金の案分とか、様々今後九州電力と交渉していくということになりますので、受入れをする時点までには決定して清算するということになります。

○委員（山田龍治君）

入札説明書の13ページ、(2)霧島市のごみ処理施設整備運営事業検討会というのがあります。この中で7名の委員がいらっしゃいますけれども、まずこの7名がどうして決まったのか。そしてこの7人が恐らくこの落札者決定基準の点数を付けていかれると思うんですけど、この委員の中で専門的な見地でこの評価ができるのか甚だ疑問に思うんですけども、その辺はどういうことでどういう決定をして、人数が何で7人になって。この評価基準を見てみると、例えば35年間の施設稼働を見据えた維持管理計画の策定についてという大きな落札の基準の最後のページです。こういったものを山口副市長か本当に判断できるんですか。もっと見地のある人が見て、そういう判断をすることで点数を付けるならば分かるのですが。その辺はどのようにお考えなのかお示してください。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

庁内の委員以外のところについて、経歴を説明します。石本教授は、第一工業大学でリサイクルを専攻されておられる方です。それから、荒井喜久雄氏は公益社団法人全国都市清掃会議の技術指導部長ということで、今回も委員に就任していただきましたが、近隣で言えば、都城や鹿屋、北薩、全国各地のこういうDBOの委員会に参加されていて、そもそも東京都庁におられて、ごみ行政に長く見地をお持ちの方でございます。鳥居教授は、熊本大学の大学院で熱工学の専攻をされている方です。こういう専門的な見地から意見をいただきながら判断していくということになるというふうに考えております。

○委員（山田龍治君）

であれば、評価の中に子供とか高齢者、障がい者等のプログラム、見学ルートとか記載されていますよね。そういった方々。植山委員も言われましたが、今後利活用できるそういった見知も見られるような方も入れたり、様々な視点で入れてその評価をしていくというのが正しいのではないかなと思うんですけども、もちろん今紹介された方々は専門家というのわかるんですけど、では環境の視点からとか、教育の視点からとか、そういったものが入っているような感じがしませんので、いろんな視点で見て評価をされていくのがいいのかなと思います。事業費が非常に大きいので、そういった視点。あらゆる市民の方々から、あらゆる視点から見たらこの方々がしっかりと調べてもらったんだったらそれはいいよねというような、やっぱり根拠がある方がいいのかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○市民環境部長（本村成明君）

御指摘の点はごもっともだと思いますが、確かに今、山田委員がおっしゃるような、あらゆる分野から委員を選ぶことができれば良かったんでしょうけれども、この7名の委員体制はすでに進んでおりますので、また委員を加えるということとはできないわけでございます。そういったことから、地域の代表ということで、霧島市自治公民館連絡協議会会長に全てを代表していただく形で選んで、入っていただいているというふうに私は思っております。それから先ほど副市長のことが出ましたけれども、やはり市の施設を造るわけですので、行政のトップである両副市長が入って、財政を司る総務部長が入るというのは適当な委員の選任であるというふうに考えます。

○委員（山田龍治君）

金額が大きいというところもありますし、もちろん副市長が入るのはやぶさかでないんです

けれど、であればもう少し見地を広げて環境の視点から、教育の視点から、もっと見学者を増やすため、住みやすい環境にするためにという視点から見るような人も含めて副市長が入る。それだったらいいですけど、このメンバーを見ると非常に責任が重たいなと思ったものだからお話をさせてもらいました。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

少し補足させていただきたいのですが、前回から説明していますこの全ての資料は、これについてこの7名の方々、最初のDBOが適切かどうかとかいうようなことから、この方々にずっと審査をしていただいた結果の積み上げが今日まで来ているというところがございます。決して提出されるものについての審査だけをしていただくということではなくて、事業全体のことをしていただいておりますので、余りに専門分野の細かい方々を全て入れていくというものなかなか事業の進捗等を考えますとできないところがございますので、今回こういうような人選になっているということを御理解いただきたいと思います。

○委員（久保史睦君）

今更言っても変わらないことなんですけれど、今のことに関連して、選定委員の件で、幾ら市のこととはいえ、市のことというのは確かに大事なことですけれども、それ相応のお金を導入するわけですよ。そうすると先ほど同僚委員のほうから出ましたけれど、未来館でもいろんなトラブルが起こったりとか、維持管理の問題等で私も議員ですので、いろんな意見が活発に出ております。それだけのお金を導入する施設を造るのに、果たしてその視点からだけでいいのかという部分と、さっき聴いていましたが、60点、40点の入札配点について、これも右に倣えでいいのかなと。自治体によって環境はやっぱり違うので、そこ辺も少し考え方を改めて取り組んだほうがよかった事業なんじゃないかなということは今更言っても変わりませんけれど、一言申し付けておきたい。右に倣えでやるということが決していいことではないということは、今から世の中はどうなってくるかわからないですから、今後のいろんな運営に対して考えていただきたいなという部分と、もう一点、今同僚山田委員から言いましたが、その部分について、この落札者決定基準の4ページ、私は素人ですので、初歩的な質問で申しわけないんですけども、定量化審査の審査項目と配点という部分で、僕は今申し上げたように、これだけのお金を導入するのであれば、施設は絶対的なもの、安心安全を担保したものは必要だと思っております。その上でこの施設性能とその維持という部分の点数が3点になっているんですよ。ここが5点だったら分かるんですけどね。さっきの説明を聞いていると。3点になっていると。このなぜ3点なのかまず教えてください。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

考え方だろうというふうに思っておりますが、まず一つは要求水準書で求める性能について事細かに要求を示しております。それを維持するというのは当然のこと。先ほど申しましたとおり、プラスの評価をするということでございますので、維持ができて当然。それ以上に何か提案があるかということでも求めている部分での点数配分が3点ということと、我々が非価格点として評価をしたい項目がこれだけ沢山ありますので、そういう中で重点を置きたい部分を考えながら、全体の配点をいたしますと、3点にせざるを得なかったというところ。委員の方々も3点にせざるを得なかったのではないかというふうに思っています。この点数配分についても、この運営委員会の中で決定されたものでございます。

○委員（久保史睦君）

そういう答弁であると私も角度が変わってくるのですが、その委員の方たちが決めた思いでこの3点だったと。ほかにもいろいろ考慮されたということですが、今のその答弁を聞くのであれば、ここの評価の仕方もこの書き方というのは変えるべきだと思いますよ。例えば私たちが一般の人たちに説明する時に、一般の人が何で3点なのと思う人のほうが大半ですよ。そう思われませんか。この表現の仕方。配点を3点と、こういう書き方をしていれば、誤解を招く

表現だと意見しておきたいと思います。今更言っても変わらないのでもう言いませんけれど、時間が過ぎていくだけです。甚だ。これもう一点、この3点という部分。造る当局側としてこの施設にこれだけのお金を掛けて、安心安全を担保してやるんだという覚悟と決意が全く見えない。その部分を私は強く感じたので、変わらないけれども言うておきます。もう一点は同じく5ページ、非価格要素点の算定方法の2のイの部分です。各審査項目の評価点については、各委員が個別に行った評価の平均値とするというふうに書かれていますが、先ほど山田委員が言われましたこの7名の方たちの平均点ということになると、この専門家以外の方、残り4名の方。どうしても人数が多くなると、こちらの方の意見のほうが自律的に尊重される傾向にあるのではないですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほど御説明いたしましたとおり、今回の評価は5ページでございますとおり、要求水準を満たす程度であれば、点数が付かない加算配点ということになります。それと先ほど申しましたとおり、要求水準書は最低レベルとして提案されたものそれぞれを比較して、比較点数ということになると思っております。そういう中で今言われたような専門的な見地が必要な部分と、それから例えば2（2）の1のような環境学習とかいう部分であれば逆に専門家の方々以外の委員のほうが一定の見地をお持ちであったりするというふうに思っています。なので比較評価という点で、提案書を見ていただければ、今言われる懸念がないわけではないんですけども、どちらのほうが優れているかというのが読み取っていただけるのではないかとこのように考えているところです。

○委員（宮内 博君）

先ほど新橋委員のほうからもあったんですけど、南さつま市の落札ですね。これを見ますと3者で入札に参加しているんですけども、落札した業者の金額というのは、最も高く、最も低い価格で入札した業者と約10億円の金額の差があるわけですね。結果的に最も高い入札金額を入れた業者が落札したということになっていて、10億円高い施設を造らざるを得ないということになったわけですね。そこで最も重視されたのがこの評価点なんです。落札金額よりも評価点が重視されるがゆえに今あったような問題というのが当然出てくると。通常、公共工事は当然予定価格を示すわけでありますから、最も金額が安い業者がこれまではずっと落札してきたということが常識だったと思うんですけど。霧島市でもこのようなことがあってはならないと思うんですけど。そういう点ではどういうふうに臨もうとしておりますか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

今回のDBO方式、いわゆる総合評価型の一般競争入札ということでございますけれども、予定価格ということで上限を示した上で、その中で一番いい提案を採用したいということでございますので、価格点と非価格点があるということでございます。先ほどからお話ししているとおおり、1回建設すると今後35年間使う施設ということでございまして。その中に当然ながら運営費の価格的なものもあるでしょうし、先ほどからこればかりと言われるかもしれませんが環境教育のようなお金に換算できない部分もあるわけでございますので、そういうものもひっくるめて総合評価をしていただいて一番いい提案を求めているということでございます。

○委員（宮内 博君）

私が言っているのは、南さつま市のような最も高い入札価格の業者が落札していると。その差額は10億円もありますということですよ。その3業者いずれも全国の大きな焼却炉を造っている。そういう事業者であるわけでありまして、だから評価点が入札価格よりも高く評価されると。こういう普通の工事入札の結果からすると有り得ない話なわけですよ。だからそういうことにならないような形で、霧島市が努力すべきだというふうに思うんですよ。その点で求めているわけです。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

南さつまの例ですが、私どももこういうふうな前例のようなやり方をしていますという
ことで、南さつまの直近の実例をお話し、資料としてお配りしたわけでございます。先ほどか
ら申し上げておりますとおり、価格の上限を示した上で一番いい提案を、我々が求める行政の
知恵だけではなくて、民間として発揮できるあらゆる手段を用いた上で、現在考えられる最高
の施設を提案していただくというようなことで、今回のやり方を実施しているわけございま
して、南さつまにおいて価格の高いところが採択された、選定されたというのも、南薩の審査
委員の方々が評価されて一番いい提案だと判断されたものと思っていますので、それ以上のこ
とは私どもとしてはお答えはできないところでございます。

○委員（宮内 博君）

少なくとも霧島市では同じようなことのないように、ぜひこれは強く要請しておきたいと思
います。

○委員（山口仁美君）

1点だけ確認ですが、落札者決定基準の8ページの審査の視点でございます。2番目に先ほ
どから出ております地球温暖化対策に寄与する施設という項目がございまして、その中に環境
習の中で社会の変化に即応した対処や方策、陳腐化防止等について妥当性を評価するという項
目があるんですけども、基準については入札が行われる段階での妥当性で見ていくのか。そ
の20年間の委託はかなりの長期なので、この20年間においてずっと陳腐化しないための仕組み
なり提案というのがあることについて評価をするのか。どのような視点でこの項目が入ってい
るのか教えてください。

○環境衛生課衛生施設G主査（四本 久君）

はい、今委員がおっしゃる後段のお話のとおりです。20年間、できるだけその時代、時代と
いいですか、当然今霧島市は3Rから4Rにやり方を変えたりとか、いろんな社会の情勢、あ
るいは霧島市の情勢というのはあると思うんですよね。それに対して20年間陳腐化しないよ
うな提案を引き出せれば非常に有り難いなというふうに考えています。

○委員（山口仁美君）

であれば、この教育の部分については、温暖化対策というのは昨今非常に重要な課題だと世
界中で言われていますので、教育委員会等とも委託の形になっても、きちんと協力をしながら
中身を刷新していくような方向で考えていっていただきたいということで、これは要望です。
よろしく願います。

○委員（鈴木てるみ君）

8ページの13番のところですが、地域防災拠点というのが項目にありますけれど、この施設
が災害時には避難所として考えられる可能性もあるということでしょうか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

先ほど性能について御説明しましたがけれども、震度5の地震があったときには、安全に自動
停止すると。安全に自動停止した上で、安全が確認されたら1炉は立ち上げをすることができ
る性能を持たすというのが条件でございます。そういたしますと、当然ながら発電所です
ので電気が発電されます。ごみが燃えると発電されます。水もちろんあるわけですね。いわゆる
停電がない施設になります。一定程度の建物の大きさもございまして、地域の方々が避難を
してきたら受入れをして、例えば会議室なりに居ていただいて、お風呂を使っていたり
とか、あるいはスマホの充電も自由にさせていただいたりとか、そういうことは現時点でできる
のではないかという想定はしています。

○委員（植山利博君）

いろいろ価格の問題、入札の問題、議論がありましたけれども、私自身としてはDBO方式
をとられた以上、目の前の価格だけに固執することなく、目の前の課題も解決しなければなら

ないけれども、20年後、35年後の将来の課題も含めてあらゆる視点からいい提案を、いい施設を造ることに努めていただきたいということ求めておきたいと思います。

○委員長（仮屋国治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 4時59分」

「再開 午後 4時59分」

○委員長（仮屋国治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これで本日の日程はすべて終了いたしました。今後の調査の審査の進め方について、委員の皆様から何かご意見はございますか。

○委員（宮内 博君）

かなり分厚い資料を2回にわたっていただきました。それで幾つか明らかになった点もありますけれども、まだまだ議論をしていかなければいけない部分も私はあると思います。求めている資料についても提出されておりませんので、その辺も含めて次回は全体的な議論ができるような形でやっていただければと思います。

○委員長（仮屋国治君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（仮屋国治君）

今の宮内委員の意見を含めまして、間もなく3月定例会も始まってまいります。思いつかれた点がありましたら個別で構いませんので、申し出ただけませんか。それと3月定例会終了後、コロナの状況を見きわめながらではございますけれども、他市の先進視察も今のところ考えております。先進地視察について何か御意見はありますか。

○委員（宮内 博君）

先ほど議論しました南さつま市の選定に至る経過等を調査できればと思います。

○委員長（仮屋国治君）

はい、今の御意見も含め、委員長、副委員長で詳細を詰めてまいりたいと思いますのでよろしいですか。

〔「はい」と言う声あり〕

それではそのようにいたします。それでは本日はこれで散会いたします。

「散会 午後 5時00分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 仮屋 国治